

第百十二回国会 参議院 農林水産委員会 會議録 第二号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岡部 三郎君
理事 高木 正明君
水谷 力君
宮島 混君
稲村 稔夫君
刈田 貞子君

委員

青木 幹雄君
上杉 光弘君
浦田 勝君
大塚清次郎君
北 修二君
熊谷太三郎君
鈴木 貞敏君
初村滝一郎君
星 長治君
一井 淳治君
菅野 久光君
諫山 博君
喜屋武眞榮君

国務大臣

農林水産大臣 佐藤 隆君

政府委員

農林水産大臣官房長 浜口 義晴君
農林水産大臣官房審議官 伊藤 礼史君
農林水産省経済局長 眞木 秀郎君
農林水産省構造改善局長 松山 光治君

説明員

経済企画庁総合計画局計画官 三宅 輝夫君
国土庁防災局防災調整課長 森永 正彬君
文部省初等中等教育局高等学校課長 森 正直君

参考人

日本中央競馬会副理事長 大伏 孝治君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○農林水産政策に関する調査(昭和六十三年年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。参考人の出席要求に関する件についてお

諮りいたします。

農林水産政策に関する調査のため、本日の委員会に日本中央競馬会副理事長大伏孝治君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡部三郎君) 次に、農林水産政策に関する調査のうち、昭和六十三年年度農林水産行政の基本施策に関する件を議題といたします。

本件につきましては、前回既に説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○一井淳治君 まず、オレンジ、牛肉の交渉のことから質問をさせていただきたいと思ひます。

眞木経済局長さんには非常に大変な時期に渡米なさいまして、まことに御苦労さまであったというふうに存じます。アメリカでの日米の交渉の概要について、特に自由化時期の明示が必要だ、この時期いかによって代償措置を求めるとい

うことが新聞では報道されておりますけれども、その間のことを含めましてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(眞木秀郎君) 牛肉とかんきつの問題につきましては、合意期限が今月末で切れるわけでごさいます。残された日数が非常に少なく

なっております。この間、アメリカ側が交渉のテーブルに着くことを拒んでおりますので、私

度、三月十五日から訪米をいたしまして、十五日から十六日にかけてUSSTRのスミス次席代

表ほか関係者と会合いたしました。強く交渉のテーブルに着くよう要請をしたところでございま

す。しかしながら、米側は自由化時期を明示す

るといふことが条件でございまして、それがなければ話し合いに入ることができないという従来の立場を繰り返すのみでございました。

また、ただいまお尋ねがございましたが、アメリカ側の基本的な立場は、この四月一日に自由化が行われるべきであるというのが基本的な立場である。もし、自由化の時期がそれよりも長く要する、ロンガータイムを必要とするということであ

れば、代償といひますか、それまで待つ間の失われる利益に対して代償しろというふうな考えを述べたわけでございまして。

このように非常に状況は厳しいわけで、前回二月に訪米をいたしましたときと比べてその態度は変わらぬというふうな状況でございました。

○一井淳治君 私、ちよつと聞き落としたが、あつたかもしれないが、代償措置というものが言われておるようですが、具体的にどういふこと

なんでしょうか。

それから、自由化の時期についてロンガーどうのこの言われましたけれども、時期についてアメリカ側はどういふことを考えておられるんでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今申し上げましたように、アメリカ側としては四月一日から自由化が行われるべきである、したがつても自由化が行われる——これは私がさう言っているわけではなくて、向こう側が言っているわけでごさいますけれども、より長い期間を要するようであれば、その間にも自由化されればアメリカとして例えば牛肉、オレンジをより多く輸出できるであらうとい

う考えのもとで、それが自由化がおくれるその分だけ輸出される数量なり金額が少なくなる、その分を代償しろというふうなことであらうと推察をしておるわけでございまして。

○一井淳治君 余り聞いてはよくないという趣旨

かもしれません。この代償措置の内容でござい
ますけれども、何かお話が出ておるんでしょうか。
それから自由化時期の明示ということで、短期間
であればあるいはある程度の期間を先に明示す
べいいという趣旨とは違ふんでしょいか、私は新
聞報道しか知らないわけですから。

○政府委員(眞木秀郎君) 日本側といたしまして
は、自由化時期の明示は困難であるという基本的
立場で臨んでおりますので、そういうことは一切
ございせん。

○一井淳治君 私、もう余り質問したくない気
持ちもあるんですが、自由化時期の明示が交渉の
前提ということをおアメリカ側は言っておるよう
で、けれども、これはもう四月一日からという意
味なんです、自由化時期の明示が交渉の前提とい
うのは。

○政府委員(眞木秀郎君) 誤解のないように、こ
れは日本側の立場ではなくてアメリカ側の言い分
でございすけれども、基本的には本年の四月一
日から自由化をすべしということでありまして、
どうしても日本側が四月一日から無理で、例え
ば何年後にやるのならその何年後にやるという
ことをはっきりさせてほしい、それが話し合いに
入る前提だとアメリカ側が主張しておるわけ
でございす。

○一井淳治君 実は、アメリカが自由化時期につ
いてどれくらいを考えているかということをお、ア
メリカ側の考えですね、これを聞きたかったん
ですけれども、いろいろ交渉のぐあいもあるの
かもしれせん、これは聞かないことにいたしま
す。

今後、どのようにこれに対処なさつていかれる
のか、その点について、できれば大臣の方からお
答へ願いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤隆彦) 牛肉、かんきつの今後と
いうことでございすが、三月末が大きな節目を
迎える時期であるということは昨年来申し上げ
てきたところでございす。そういう意味では、い
よいよ真剣に努力の積み重ねをしていかなければ

ならない、こういうことで、相手の状況は少しも
変化が見られないようございすけれども、我
が方は粘り強く努力を続けていく。特に一月の首
脳会談において例示をして牛肉、かんきつはテ
ーブルに着いて話し合おうということになってお
るわけでありまして、それが今日までそのテー
ブルもまだできていないということでございま
して、そのテーブルづくりを専念をいたしてお
るわけでございす。テーブルづくりができた
ならば我が方の実情というものを的確にそのテ
ーブルのところに持ち込んで、そして話し合
い、いよいよ早く、お互いが納得し得る状況にな
れば一日も早い方がいいわけございすから、関係
者はみんな我が国内においても立ちを感
じておるわけございすから、そういう意味での努
力を続けてまいりたい、こういうことでござい
す。

○一井淳治君 一つ私心配しておりますのは、新
聞の報道でございすけれども、眞木経済局長さ
んが訪米されておられまして、どうも非常に厳
しい状況だということばかりが報道されてお
りまして、しかもそういったことを経済局長が記
者会見で発表なさるということも新聞記事に実
は載つておるわけございす。これは私どもの一
方的な見方ということになるのかもしれませんが
が、どうも国内の酪農家の人たちに對して国際
情勢はこうなんだ、聞けよ悟れよというふう
に新聞のいろいろなニュースの操作をしてい
るんじゃないかというふうな考えられるという
ふうな思ひでございます。

ごく最近の新聞報道などを見ますと、自民党の
党内がこの問題については非常に強硬である、政
府はこれを調整している、調整は困難なんだとい
うふうな書き方もありまして、国内が丸とな
つて、あるいは農林省が先頭に立って必死で頑
張つておるといふふうな印象がどうもなくな
つてしまつておるといふふうな思ひでございます、こ
のあたりのことについてはいかがでございま
しうか。

○国務大臣(佐藤隆彦) 権威あるこの委員会
でマスコミの報道、一部であつてもその報道を
もとにした議論をいたそうとは思つておりませ
ん。今日まで、私が就任以来からでもさまざま
な報道がなされ、そして一部では間違つた報
道も伝えられたこと等もございまして、その都
度、我が方からその社に對して厳重にお話を
申し上げた経緯もございす。そういうことで一
部の新聞記事の言いわけに終わるような状
況がもう幾つか実はございまして、それを一
々ここでは、先ほど申し上げるやうにそれ
をものとしまして議論しようとは思ひませ
ん。

我が方は、ガットの問題等でも十二月の総
会をただ延ばせばいいというものでない、真
剣にもう少し考えようということで二月の理
事会にまで送つた経緯もございす。今度の場
合もあの御意見も当然聞かなければならませ
ん、頭の中に入れておかなければならませ
ん。しかし、政府・与党の責任は重いわけ
ございすから、そういう意味で内閣挙げて一
体となつて取り組もう、そして、与党の意
見ももちろん各団体の意見も流通関係者の
意見も消費者のニーズも踏まえて取り組
もうということで取り組んできた経緯もござ
いす。八品目にいたしましてもプロジェクト
チームで率先勉強を続けておるところでござ
いす。農林水産省がだんだんだんだん後ろ
に行つて、そして、人任せにしてあるとい
う言ひ方はおっしゃいますけれども、そうい
うことではございせん。深刻、真剣に考
えながら今努力をしておるところでござ
いす。

○一井淳治君 この問題は、十二品目のこと
よりも非常に影響が大きいわけございす
ので、どうか外務省ではなくて農林省の方
が中心になつていただまして、ただいま
お聞かせいただいていただきますように
強力な交渉をなさつていただくと
うな思ひでございます。

これはどういふことなんでしょうか。我が方
ではなくしてアメリカ側はどういふことを考
へておるのかという事です。

○政府委員(眞木秀郎君) 先ほど申し上
げましたように、要するに我が方としては自由
化は困難である、明示も困難であるという立
場、とにかく交渉の席に着くべきであるとい
うことを要請しておる段階でございまして、今
おっしゃいましたような代償の内容云々のところ
まで、そういうところまで話が立ち入つてお
る段階ではございせん。

○一井淳治君 次に、場外馬券売り場の新設
の問題について質問をさせていただきますと思
ひます。

競馬会が場外馬券売り場を新設するには、農
林水産大臣の承認を受けなければならぬ、こ
ういふ決まりになつておるわけございす
けれども、この承認の要件についてこれまでの
取り扱いを見てまいりますと、昭和三十六年
七月二十五日の長沼答申というのがござ
いまして、「公営競技は、その運営の実情にお
いて、社会的に好ましくない現象を惹起する
ことが少なくないため、多くの批判をうけ
てゐる」としまして、「少くとも現状以上
にこれを奨励しないことを基本的態度とし、
その弊害を出来る限り除去する方策を考
慮した」とされ、新設を抑制するという方針
であつたようございすが、五十四年六月二十
一日の吉国答申におきまして、「今後は、抑
制基調は維持しつつも、多少弾力的に検討
することとしてよいものと考へられる」と
いたしまして、場外馬券売り場については、
「弾力的に検討してよいが、地域社会との
調整を十分に行ふこと」とされて、これ以
後は地元の同意が得られたときのみ農林水
産大臣に對する申請は承認されるという取
扱ひがなされてきておるわけございす
けれども、この取り扱ひ、場外馬券売り場の
新設の承認要求が出た場合の承認をする
要件について将来もこういうこと
でおいきになるのかどうか、将来もその
方向でおいきになると思ふんでござ
いすけれども、確認する

意味でお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(京谷昭夫君) 中央競馬を初めとしたします各種の公営競技につきまして、場外売り場の設置につきましては、ただいま先生から御指摘ございました二回にわたる公営競技問題懇談会からの報告がございます。私ども、ただいま先生から御指摘のございました昭和五十四年のいわゆる吉国答申に盛り込まれております趣旨に沿ひまして、現在中央競馬会に対して指導を行つておるところでございますが、今後ともこの方針を維持してまいりたいというふうに考えております。

○一井淳治君 ただいまの御回答は、地元の同意が一つの要件であるということでございますね。

○政府委員(京谷昭夫君) 先生から御指摘ございましたように、吉国答申におきましては、「場外売り場の設置については、ノミ行為の防止にも効果があると思われるので、弾力的に検討してよいが、地域社会との調整を十分に行ふこと」ということが盛り込まれております。これを受けまして、中央競馬の場外馬券売り場の設置につきまして、中央競馬会が農林水産大臣の承認を受けることになつておるわけでございますが、この承認をするための要件として地元の同意を必須の条件として運営をしておりますが、この方針は今日あるいはこれから不動でございます。

○一井淳治君 それからもう一つ、交通の関係での警察との協議が要件になつてゐるということをお願いしておるんですが、その内容や方式について御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(京谷昭夫君) 場外馬券売り場の設置に当たりましては、ただいま申し上げました地元の同意要件とあわせまして地元の警察と交通問題等について協議をするように指導をしておりま

具体的な地元警察との協議内容なり協議の方式についてはケース・バイ・ケースでございます。その地域の状況に応じて必要な協議をし、同意を得るような手続を個別に行うように指導をしてい

○一井淳治君 二つの要件を今御説明いただいたわけでございますけれども、これらの要件が満たされる時期についてお尋ねいたしたいわけでござい

ますけれども、それに一定の幅を置いた接合した時点というふうにお聞きしていいでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 御承知のとおり、先ほど申し上げましたが、中央競馬会が場外馬券売り場の設置をするには農林水産大臣の承認が必要でありまして、その承認に当たりましては先ほど申し上げましたような方針に沿ひまして、当然のことながら地元の同意を付して承認を求めることが必要であるというふうにお聞きしておるわけでござい

ます。ただ、地元から同意をとる時点と承認手続をとる時点に相応のタイムラグが生ずることはやむを得ないこととございますので、私も必ずしも承認申請をする日付と同じ日付の同意書ということ

は要求をしておりません。個別具体的に合理的な範囲内でのタイムラグは当然あり得ることだとい

うふうにお聞きしておるわけでございます。

○一井淳治君 これは社会常識の問題になつてくると思ひますけれども、常識的に申請時点にも要件が満たされてゐるというふうに見られる時期に考へていいんじゃないかと思ひますが、いかがで

しょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) ただいま申し上げましたタイムラグがどの程度まで許容されるかということを一義的にはなかなか決めがたいと思ひますけれども、まさに先生御指摘のとおり、社会常識で個別具体的に判断していくことが必要ではないかというふうにお聞きしております。

具体的には、同意を出してから承認申請までの間の状況がどうなつてゐるか、あるいは具体的な物理的な時間がどれぐらひの開きがあるかといふふうなことを総合的に勘案して申請に付された

同意の妥当性なりなんなりを判断していくべき事柄であるというふうに理解をしております。

○一井淳治君 申請は日本中央競馬会の方から出されてくるわけでございますけれども、ただいま御説明のあつた設置要件についてはそのような御指導をしてくださつておるわけでございませうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 私どもは、中央競馬会に對しましては、場外馬券売り場の設置のための承認申請に当たりましては、先ほど来御指摘のございました地元の同意、それから地元警察との協議、その結果を踏まえて適切にそこに承認を求め

る場外売り場の設置運営が平穩かつ円滑に行われ

る状態が十分確認された状況下で申請を行うよう

に指導をしておるところでございます。

○一井淳治君 具体的なケースでございますけれども、岡山市の新堀という土地で現在日本中央競馬会の場外馬券売り場を設置しようとして、株式会社日限という会社が準備を進めておるといふことは農水省におかれましては御承知のことと思ひますが、これにつきましては地元で強い反対運動

が起つておる。岡山市の市議会でも昨年七月二十一日に、地域住民の平穩な生活が脅かされつたあ

の事実関係につきましては相当部分私も耳にしております。ただ、具体的なケースについての私

どもの判断は、やはり中央競馬会からの承認申請が出てきた段階で個別具体的に審査を行つて判断

をするものでございまして、少なくともこの案件につきましては中央競馬会からそのような承認申請は出ておりません。したがひまして、本件につ

いて私どもが承認の可否について具体的に言及することはひとつ御容赦をいただきたいと思います。一般論としましては、先ほど来申し上げてお

ります場外馬券売り場設置に当たつての承認要件

というものを十分勘案して所要の行動をとるよう

に中央競馬会には日ごろから指導をしておるつもりでございます。

○一井淳治君 同じ問題について、先日の衆議院の農林水産委員会でも別の議員から質問がありまして、局長さんがお答えになつておりますけれども、同じお立場とお聞きしていいでしょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 今御指摘ございましたように、衆議院の農林水産委員会におきましては本件についての御質問がございましたが、その際に、中央競馬会からの承認申請は出ておらないけれども、私どもの現在聞いている限りの事実関係を前提にすれば、すぐさま中央競馬会の方からこのための承認申請が出てくるという状態にはないのではないかとこのように私の印象を御容赦を申し上げたことは事実でございます。

○一井淳治君 それから、日限から出された建築確認申請に対して確認通知が交付されたという事実がある。これも御存じと思ひますけれども、確認申請がおりても今のお立場はそれによつて変化はないというふうにお聞きしてございませうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 私どもの中央競馬会の場外馬券売り場の設置についての承認要件というものは先ほど申し上げたとおりでございます。したがひまして、その限りにおきましてはこの場外馬券売り場についての建築確認申請が行われた、あるいは建築確認の手続が行われたということは

直接影響を与えるものではないと考えていただいで結構でございます。

○一井淳治君 この場外馬券売り場の新設の承認申請の時期でございますけれども、建物の建築をしてから出さねばならないものではないというふうに思いますが、その点いかがでございましょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) この建築確認手続等につきましては、建築基準法に基づいて進められるものでございます。建築基準法の趣旨に沿って行われる手続でございます。そのこと自体について私どもの方からこの場外局券売り場云々というふうな問題で容喙をすべきものではないというふうな考えておるわけでございます。

○井澤治君 次に、日本中央競馬会の方に御質問をいたしたいと思います。本日はおいでいただきましてありがとうございます。

まず、岡山市議會で六十二年七月二十一日に場外馬券売り場設置反對の決議がなされているわけでございますけれども、この決議を尊重されるのかどうか、まずその点からお尋ねしたいと思います。

○参考人(犬伏孝治君) 日本中央競馬会副理事長の犬伏でございます。本日は参考人として参りました。どうかよろしくお願いいたします。

ただいまお尋ねの岡山市の議決でございます。御指摘のように昨年七月、私どもの岡山市新福町に場外発売所を設置することの問題につきまして反対の議決が行われております。当時のことを申し上げますと、実は私どもそのような動きは存じてい

なかつたために予想せざる事態でございました。それまで設置を進めてまいりました立場からいたしますと残念に存じました。しかし、いずれにいたしましてもそのような議決が行われました上は私どもといたしましてその決議は重要なものと受

○一井淳治君 昨年の七月三十一日の山陽新聞の朝刊でございますが、施設をつくらうとしており

ます日限の小坂猪之助常務の談話が載っておるわけであります。それを見ますと、市議会での反対決議は承知しているけれども、日本中央競馬会との約束もあり、いつまでも待てない、建物を建築するのが当社の役割であるという談話が載っております。

るわけでございますけれども、この市議会の反料決議を押し切つてでも建築するということについては非常にぐあいが悪いんじゃないかと思ひますけれども、何か日本中央競馬会との間で約束でもあるんでしようか。あるいは今後そういうふうな日限のこり押しをする態度を許しておきになるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思ひます。

す。

○参考人(犬伏孝治君) 御指摘の新聞報道は、昨年七月三十日、株式会社日隈が建築確認申請の事前手続といたしまして、市の指導要綱に基づく建築計画書を提出しようとしたことに對しまして、

市の当局は市議会の議決が行われたことでもあるし、しばらく待つてほしいということを申ししたことに對しまして同社の小坂常務が発言したというふうに伝えられております。

この件につきましては、私ども中央競馬会とい

たしましては、約束云々ということにつきまして
は承知をいたしております。日限からは、場外
発売所の建物を建設し、場外発売所の設置につ
きまして農林水産大臣の承認が得られたときにはこ
れを日本中央競馬会に賃貸するという申し出はこ

ておったんでしょ。か。
○参考人(犬伏孝治君) 建築確認申請書は、建築

主であります株式会社日限が提出をしたものでございます。お尋ねの着工年月日、竣工年月日につきましては日限側に問い合わせをいたしましたところ、予定日についてはいずれも未定という形で申したとのことでございます。

○一井淳治君 株式会社日隈が建築を強行して既成事実をつくつてしまふようなことがあつたら非常に残念だというふうに思いますが、そういつかふうなことがないように御指導いただけるでしょうか。

○参考人(犬伏孝治君) 岡山の場外発売所開設につきましては、必要とする地元町内会の同意は既

にいたないております。しかし、市議会の反対運動もございまして、私どもいたしましてはこのことについて慎重に対処する必要があるということとは先ほど申し上げましたとおりでございます。いつ建築工事を行うかどうかという件について

は、日隈側の判断にかかわることでございますが、競馬会としては、日隈側へは先ほど申しました競馬会の考え方を申し述べまして善処方を要請しておるところでございます。

○一井淳治君 先ほどのお答えの中に、地元の町

内の同意があったという御説明がありました。これは町内会長さんの同意書のようなものがひよつとすると競馬会の方に出されておるのかもしれないが、現在、町内会の組織をめぐって裁判ざんが起きているということも御存じだと思いますけ

れども 同意があつたかどうかというその認定を慎重にしてもらわなくちゃいけないと思うんですが、その点どうでしょうか。

○参考人(大伏孝治君) その同意書が提出されたことにつきまして、町内会の一部に反対があり、

ただ、先ほど申し上げましたように、市議会の議決等もございまして、全体として岡山市に場外

発売所を設けることにつきましては、なお事態の推移を見守る必要があるというふうに考えておられます。

○一井淳治君　現在、この場外馬券売り場の新設に反対する趣旨の裁判が起こっている。裁判を起

こしている人数を見れば地元のどれくらい多くの
 入たちが反対しておるかということもわかると
 じやないかというふうに思いますけれども、そま
 いった点を十分考慮しながら慎重な対処をお願い
 したいというふうに思います。

それからまた、競馬というものは本来遊び事で
 ごいまして、市民の楽しみみのはずであつたわけ

ですけれども、余りに強行なさいますと、岡山市議会の反対決議にもありましたように地域のコミュニケーションがなくなってしまう。お隣同士会っても口もきかないような感情的なあつれきが起こるわけでございます。市民生活を本当に真つ

暗にしておきました。地域のコミュニケーションを破壊してしまうようなことが今後起こらないように、これは結局地元の同意ということがかかっておるわけでございますけれども、地元の同意をどのように形成していくかというふうな

過程においても決して無理をされないようにいろいろ今後慎重な御配慮をいただきたいというふうな要望させていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、日本酒の原料のお米の問題について質問

に協力してきたということもあり、何とか安い他用途利用米をより多く日本酒の原料用に回してもらいたいというふうに思っています。最近の実績と今後の方針についてまず御質問いたしたいと思います。

○政府委員(鹽澤君) お話のございました他用途利用米でございませうけれども、主食用より低い価格で加工用米を供給いたしまして米需要の拡大あるいは水田の有効利用、低コスト生産を推進するという目的で昭和五十九年度に導入をされたものでございませう。

清酒の原料用米といたしましては、六十二年度から純米酒等の増加を図りましてアルコールの添加を減らし、米の使用量を増加させるといふ目的でまず他用途利用米三万トンが導入されたところでございませう。六十三年度におきましては、純米酒等の需要量の増加に対応し、米需給均衡化緊急対策の一環として米の消費拡大、アルコール添加の一層の減少を図るためにこの供給量を三万トン拡大いたしまして、合計六万トンの供給を行うという予定でございませう。

○一井淳治君 今後ともこの他用途利用米の日本酒原料用に回す量を一層ふやしていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

それからもう一点、酒米に向けられる他用途利用米の撈精度でございませうけれども、他用途利用米実施要綱に基づいて変形加工を行うということになっておられるわけですが、需要者が大体七〇%から七五%の撈精度を希望する方が多いということに現在一律七〇%に統一されておられるというふうに聞いております。しかしお酒の醸造者にとつてはいろんなバラエティーがありまして、吟醸酒、純米酒等をつくる場所では五五%から六〇%の撈精度を希望しているということもあるわけにございませう。七〇%につかれたものをもう一遍醸造者の方で撈精度を加えるということは工程上できないというふうに聞いておられるわけにございませうけれども、米の需要拡大の精神からしまして、多様な需要にもう少しきめ細かく対応していただ

て、その撈精度をもう少し御配慮いただきたいというふうに思われるわけにございませうけれども、いかがでございませうか。

○政府委員(鹽澤君) ただいまお話ありましたように、酒造用の他用途利用米につきましては、通常の酒造用米と異なりまして、横流れ防止といった観点もございまして、供給をいたします全農等の指定法人と需要者側の酒造メーカーサイドとの話し合いでその供給が行われております。その話し合いの中で六十二年産につきましては一律に七〇%と設定されたわけにございませう。これはアルコール添加を減少してそれに見合う他用途利用米を供給するという趣旨から、利用形態になじむ一般的な普通酒を念頭に置いたということでありまして、撈精度の加工コストあるいは流通の効率性等といった経済的な面もございまして、歩どまりを一律とするといったことが配慮されたことと承知しております。

これからどうするかというお話でございませうけれども、実需者側と供給者側の協議によって決められていく話でございませうけれども、その際、御指摘のように、実需者側のニーズが十分に反映されるように吟醸酒、純米酒等の醸造に対応できるようなやり方はないか、歩どまりの設定あるいは価格のあり方などを含めまして関係者間で話し合いが行われますように指導をしてまいりたいと思っております。

○一井淳治君 それから次は、木材の関係について質問させていただきます。

去年の六月ごろから夏場にかけて住宅需要に刺激されまして木材価格が高騰したわけにございませう。私は、そのことについて昨年七月三十日の建設委員会と十月十六日の決算委員会と同趣旨の質問をさせてもらっておりますけれども、木材の値上りの原因として農水省の木材需給対策中央協議会での四半期ごとの需要予測が甘かったことが一つの原因ではなからうかというふうな感じも持たざるを得ないわけにございませう。

価格が上がっている。私は去年の七月三十日の建設委員会の質問で、例えばベニヤ板は五〇%上がっている、ヒノキの柱材は一〇〇%も上がっているというのを申し上げたんですけれども、その段階でものんびりと構えておられるような状況があったわけにございませう。やはり需要予測をもっと少し適切に対応するようにしていただかないとかならないかというわけにございませう。

そのためには、木材の価格動向をもう少し的確に把握していただくようにしなくちゃならないんじゃないだろうか。そのためには、卸価格だけではなくて、末端的な建築業者に現実に木材が渡っていきまます小売価格、これはある程度地域によってもばらつきがあると思えますけれども、その点を十分に把握していただきたい。そうしないと、現実に地方では木材の値がだんだん上がっているのかかわらず、中央の方ではまだのんびり構えておられるというふうな状況が出てくると思うわけにございませう。

林野庁の統計を見ますと、卸価格といいますが、流通過程での価格を非常に重宝されておられるわけにございませう。統計数字では、流通過程での価格は最近を見ても確かに安くなっているというところがあるわけにございませう。建築業者の段階では下がらないで高値安定の状態になっている。そういう印象はぬぐえないというふうな状況がありますので、もう少し小売価格をよくつかんでいただく。そして建設業者も場合によっては今言ったような協議会にも加えていただまして、小売業者を含めた全体としての木材価格の動向を見極めながら需要予測を的確にやっていたらいい、急激な木材価格の変動が起らないようにしていただいたいというふうな思われるわけにございませう。

○政府委員(松田君) 木材需給の見通しにつきましては、御指摘がございましたように、木材需給対策中央協議会で年間を通しましての見通し、また四半期ごとの見通しを公表しているところにございませう。価格につきましては、農林水産省の

統計情報部におきまして素材価格、これは工場着価格でございませう、また製品価格、これは卸売価格でございませう、これにつきまして前月の実績の調査を行って毎月公表をしております。御指摘のありました小売価格につきましては、流通在庫も含めまして日本木材備蓄機構が毎月二回の調査を行って、迅速かつ的確にその把握に努めまして公表をいたしておるところにございませう。

今後とも的確な情報の提供について努めてまいりたい、このように考えております。

○菅野久光君 まず、大臣の所信表明について伺いをいたしたいと思います。

今日の日本における農林水産業の置かれている厳しさ、こういったようなことについて、先日の大臣の所信表明をお聞きしておりました。その認識というのか、意識というのか、そういうものがどうもびんと伝わってこないんです。今、農業にとつて、また林業にとつて、そして水産業にとつて、何が一番問題だということに考えておられるのか。その点についてひとつお答えをいただきたい、このように思います。

○国務大臣(佐藤隆夫) 率直に申し上げまして、今一番関係者が農政について心配をしておられる点は、先行きどうなるのであろうかという点を一番心配しておられると思えます。私自身も、私の仲間からはそういうことを聞きます。

なぜそういう心配が、不安感があるか、先行き不安。そうすると、需要と供給、このバランスがどうなっているのか。食生活の変遷もこれまた背景にある。同時に、急速な国際化、これにどのように対応していくのか、またこの心配もある。こういうことでございませうので、国内対策それから外交、両面からやりの確な政策を推進していく必要がある。それには、長期の展望といえますと、もう一昨年の十一月のことでございます。古いと言われるかもしれませんが、一年何か月か前の二十一世紀に向けての農政審の報告、その報告を受けております。そこには各般の方々

の御意見を集約いたしました一つの結論が出ておりますので、それをもとにして今私が申し上げた不安を解消するための努力を真剣に積み重ねていく、こういうことにポイントがあるのか、こう私自身考えておるところでございます。

○菅野久光君 農政審の報告を基盤にしながらこれからどうやっていくのかということについてはいいんです。今、六十三年度の農林水産政策をどう進めていくかということについての大臣の所信表明なんですね。ですから、先ほど申し上げましたように農業、林業、漁業にとつてどんな問題が差し迫った問題としてあるのかという認識と、意識というものが先日述べられた中ではどうもびたつとこない、そういうことを私は申し上げておりますので、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤隆雄) 所信表明はコンパクトにされた一つの活字でございます。おのずから、その目方と云つては言い方がどうかと思ひますけれども、眼界がある。一つの所信表明の中に、例えば米流通の問題、これは農政審報告を受けた、その精神を体して具体的に当面の問題として勉強を続ける、そして流通の改善も含めていく、こういうこととございます。林業や漁業の部分におきましてもそのよう具体的な運びをしていくという考え方で、将来を展望しながら、そして一つ一つ刻んでわかりやすく進めていく、こういうことと努力をしていくこととでございます。

それで、姿勢はどうか、具体的な問題についてと云う言われると、具体的な問題と姿勢とみなします。そこで私がお話をしなければならぬように思ひますけれども、農業、漁業、林業それぞれについて私が今申し上げた一つの方向づけ、それに基づいて勉強を続けておりますし、六十三年度予算に關連づけられるものはまた關連づけながら一つ一つ進めておるつもりでございますので、事務当局から補足をさせたいと思ひます。

○政府委員(浜口義晴君) ただいま先生の御質問に關連いたしました大臣から基本的な点をお答え

いたしましたわけでございます。

所信表明の場面におきまして、六十三年度予算につきまして、農業の振興に關連いたしましてお手元にありますように大きくは五項目を挙げておるわけでございます。第一は、土地利用型農業の体質強化を目指した構造政策の積極的な推進というものを挙げております。

○菅野久光君 細かいことはいいです。

○政府委員(浜口義晴君) 大臣が今お話を申し上げましたとおり、農政審の答申に基づきまして、現下におきます国民の諸要請に対応いたしまして、国民の納得する価格に基づき食糧等の安定的供給を図るといふ基本的な考え方に立つておるわけでございます。そういう意味におきまして、生産性の向上を図る諸施策を今回の六十三年度予算に盛り込んだわけでございます。

六十三年度予算におきましては、御案内のとおり、これまでマイナスイメージといったような状況に置かれておりましたけれども、六年ぶりにこの予算におきまして、NITの予算等々も含めておりますけれども、具体的内容の充実を図ったというところでございまして、公共事業の重点的展開というものの第一の点に据えておるところでございます。その他需要の動向に應じた生産性の高い農業の展開というようにございまして、六十三年度実施に着手いたしました水田農業の確立対策といったものもさらに展開していくというところでございまして、地域輪作農法の確立というものをその中心に据えておるところでございます。

○菅野久光君 六十三年度の予算編成に当たって、この農林水産委員会に所屬している委員はみんな今の農林水産省の予算のことについて心配しているわけですよ。まあ言えども私は応援団、そういう立場でいるものだから、本場に内圧、外圧、日本の農林水産省というは大変な状況になつていふという認識があるから、暮れの前年の復活折衝のときなんか我々は野党は野党の立場で一生懸命頑張つてきたつもりでおるわけですよ。

そういう立場からいきますと、この前大臣が表明された所信表明については、今農業で、例えば十二品目の問題だつたら十二品目の問題が農家にとつては最大の課題だ。例えば北海道で言へば、北海道の十勝の芽室というところでは、一月の一日から農民集會が持たれる。わずかに二月の間に全道で百三十五の地域集會が催されて、延べ八万人が参加した。北海道の農家の戸数というのは十萬戸余りしかないわけですから、ほとんどの農家が参加したという状況になつていふわけですよ。ですから、そういう今の農業の特徴的な事柄についてまず述べて、いや、この十二品目の問題は述べてありますよ。しかし、私どもから見れば後の方につけ足しのような形ではないですか。そうじゃないんですよ。

今置かれていふ農業には、例えばこういうような問題があるし、林業についてもこういう問題がある。水産についても大変な状況になつていふ。ね。そういうようなことが述べられて、そしてその厳しさを克服するために次のような施策をやるといふような形になるべきものではないかなと。そうであれば私は聞いていふ者がよくわかると思うんですよ。何か経済構造調整とかいろいろ難しい言葉が並べられていふ。しかし、農業者にとつてもあるいは漁業者にとつても林業者にとつても大臣の所信表明というのはいふやうな、こういうことを考えてやろうとしているんだなというところがわかるような書き方というものが必要ではないかなというふうには私は感ずるんです。ただ、この委員会の場で言へばいいというものはないというふうには思ひますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤隆雄) いろいろ御懇切な御注意をいただきましたが、政府・与党としての一貫した一つの歴史の流れの中に、環境は非常に厳しくなつておることは事実でございますから、そういう意味では政策の整合性、そして継続性、これを考へて書きますとこんな順序になると。しかし心は、これは今までは対外的な外交案件に触れたよ

うな書き方は余りしてございませぬ。しかし、どうしてもこれは入れなければならぬということでも事務方にも苦勞を煩わしまして苦心をしたつもりでございます。しかし、それなら先に持つてこいと言われまされども、繰り返すように恐縮でございますが、政策の継続性を考えたら順序をこつてやつてきて、そして最後にはやっぱりきちんと盛る。最後に盛ることが非常に甘い物の考え方であるという批判をされるとするならば、決してそれはそうではないということで、率直に申し上げたいのでございます。

最後の結びのところで一番時の重要な問題を表明をしたということとひとつ御理解を賜れば幸いです。

また一面、この場でそういうことを言つていいのかわかりませんが、私も相当気のはやる方の性格でございますが、その性格から見ればちよつと地味過ぎるではないか、もつとパンチ効かせろよと、こういう期待に外れておるといふことを一番おしやうたいのではありませんかと、私の自覚症状からしてそういうことを自分言うわけでございますが、しかし、農政の最高責任者になつてみますと、前段申し上げたようなことも頭に置きながらやらねばならぬ、こういうこととでございます。よろしく御理解をいただきたい。

○菅野久光君 私が言わんとするところはよく大臣もわかつてくれているようでありますので、それはそういうことにいたします。

しかし、言われていることの中で何というんですか、全く片手落ちのような感じを受けざるを得ないのは、例えば、二ページの「こうした中で、我が国農林水産省」と書いてありますが、その次に書いてあることはほとんど農業関係で、市場開放要求などということが書いてあるからあるいは林業あるいは水産業にもかかわつていふのかもしれませんが、「農林水産省」と言ひながらほとんどが農業の問題じゃないか。水産関係の人たちが見たときに何だこれ、「我が国農林水産省」と言ひながら農業のことしか書いてないじゃないか

というふうと思うんじゃないかというふうに私は思うんですよ。「農林水産業は」と言うんですから、やっぱり林業のことにもちよつと、水産業のことにもちよつと、それは枠の問題があるのかもしれないが、これでは我が国農林水産業は農林水産省じゃなくて農林省かということになるんじゃないかと思うんですが、それはいいかどうでしょうか。

○国務大臣(佐藤隆吉) 確かに二ページでもそういう印象を受けるとおっしゃればそう受けられておるのでありますからあえて反論はいたしませんけれども、随所になどと使っているわけでございまして、農業が優先かという決してそうではないのでございます。農林水一体の中で我が省の責任を果たしていく、こういうことでございまして、言葉の足りない点はひとつPR方、また御協力をいただきたい、こう思うわけでございいます。

○菅野久光君 北海道にとつては水産というのは非常に大きなウェートを占めている問題なものですから、水産という言葉を何かひとつ、あるいは林業もちよつと一言加えていただければ、まさに前段で言われている「我が国農林水産業は」ということにつながっていくのではないかとこのように思ふんです。

それから、ちよつと気になることなんです、三ページの終わりのところでですね。「大都市の過密と一部農山漁村における過疎化の進行」こういうふうにあります、一部農山漁村における過疎化の進行の「一部」というのは一体どのぐらいだから一部というふうにお考えなのか。どうも私どもの実感としてはそんなことになっているのか、なという気持ちなんです、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤隆吉) これは、実は四全総にも関連をしておりますけれども、定住と交流という概念は昨年秋季策定された四全総の一つの柱となつておるわけでございます。全部ではございませぬ、一つの柱となつておるわけでございませぬけれども、過疎化した過疎化したということで、

もつと人口がふえねばならぬと言つてきたところであつても、私どもの承知しておるところこれ以上の過疎化は相ならぬ。今定住をしている人たちが、あとは交流によつてその地域がどれだけ活性化していくかということも考えますと、定住と交流という形の、今まで過疎と決つておつたものが一部ではそうではない、全部ではございませぬ、一部ではちよつとそうではない。定住と交流によつて活性化していかなければならぬというところで意気盛んな町村もあるわけでございまして。そういうことも含めて実は言つておるわけでございまして、これも聞かれてから言うんじゃないやなくて、そう言うんだつたらそれ書けやと、こう言われるかもしれないが、さよう御承知おきいたしたいと思います。

○菅野久光君 「一部」というその言葉が、北海道なんかは二百十二市町村のうち六八・九%が過疎地域の指定になつておるわけですね。九州なんかも五四・五%の市町村が過疎地域の指定になつておる。そういうところが過疎化は進行してないかということやちよつと進行しているわけですね。ですから、「一部農山漁村」というそういう認識で農林水産省はいる、今の四全総の問題云々のことはありますけれども、国民の実感としてあるいは地域に住んでおる者として、営林署の廃止なんかで、当初はわずかだけ人数を減らして、実際は、実態は余り変わらないようにしますよと言ひながら年々減らしていつておるわけですね。

そんなことで、これなんか農林水産省も責任があるんですが、営林署の統廃合したところだけが別に過疎化が進行しておるとは言ひませんけれども、こういうことではちよつと実感としては一部ということとは私はちよつと納得できないといひますか、国民の実感からほど遠いような感覚でおられるのではないかとこのように思ひます。これは私が思うんですから、そうじゃないといへばそうじゃないのかもしれないが、言葉の使い方については気をつけていただきたいなというふうに思ひます。

それから、これは二十四日の畜審にかかわる関係でまた委員会を持たれるようでありますからいいんですが、生産コストを引き下げる、そのために「生産資材費等の節減のための取組みを強化すること」として「おる。それは非常に結構なことなんです、ここちよつとお尋ねしたいのは、生産コストを引き下げるためにはどんなことが必要なのか。生産資材費の引き下げだけなのか、そのほかになんか必要なのかということをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘の十ページのところに、「生産コストの一層の引き下げを図るため、生産資材費等の節減のための取組みを強化すること」としてあります。と大臣は所信表明の中で言及されたわけでございしますが、今先生御質問のとおり、この場合におきます畜産物価格等々に触れないで全般的なことを申し上げますと、まず米あるいは土地生産性等の土地利用型のもの等につきましては、私どもの理解をいたしましては、まず第一に農業機械あるいは農薬等々の資材費等の節減というものが重要な課題であらうというふうにお考えしております。円高等の還元のことともございまして、農業あるいは肥料等におきましての問題が各企業の努力あるいは全農との話し合いの中でできる限りの努力は続けられておるわけでございまして。そういったようなものの中でまず資材費等というものが一つの前提ではないか。

それからさらに、今畜産等に触れます場合には、ええ、ええ代といったようなものが畜産物の生産性の向上といひますか、あるいはコスト削減といったようなものに大きく影響するといふようなことでございまして、そういったものをトータルに掲げましてこの十ページのところで大臣が述べになつたというふうに我々は理解をしておるところでございまして。

○菅野久光君 畜産の関係で言えばええも入るといふようなお話であります、過日、私どもも北海道に十二品目の問題を含めて視察団を派遣し、私も参加をいたしました、このほかに今農

家の負債問題をどうするかということなどもこのことにかかわつて非常に重要な問題だといふふうに認識をしておりますから、これは二十四日の日にでもやりたいといふふうに思つております。

所信表明の最後の方では、「農林水産行政を推進するに当たりましては、手順を尽くし、国民各界各層の信頼を築き上げ、農林水産の確かな展望を示すよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。」このところが非常にいい言葉だなといふふうに思つております。まさに今後手順を尽くして、そして農林水産業の確かな展望を示すようにひとつ全力を尽くしてもらいたいといふことを申し上げて、ちよつと細かいことまで申し上げましたけれども、私は率直なところ受けた感じ、そういったようなことで申し上げましたので、今後の上で何か参考にならばというふうに思つております。

時間もありませんので、次にちよつと米の関係について御質問申し上げたいと思ひます。六十二年度から水田農業確立対策がスタートいたしました。関係者の努力によつて転作目標面積七十七万ヘクタールの達成が図られました。しかし、四年連続の豊作となつたこともあつて、今後の需給見通しは三度目の過剰が懸念される事態に至つておるわけですね。

そこで政府は、昨年暮れ米需給均衡化緊急対策を発表いたしました。ここで八十万トンの自主調整保管及び自主流通在庫保有を決めるとともに、三十万トンの需給ギャップ調整として需要拡大、在庫調整で十六万トン処理するほか、生産者団体で処理するものとして十四万トンを充てること、計画を明らかにいたしました。政府は生産者団体に消費拡大、需要開発及び転作の方法を示しておりますが、食糧制度堅持の名のもとにいずれも生産者にとって過重な負担を強いるものといふふうに思われます。

この十四万トンを処理するのに、生産者団体は金額にして幾らくの負担を強いられることになるのか、その見通しを示していただきたませんか。

○政府委員(藤滋君) ただいまお話ししましたように、最近の米需給の動向等からいたしまして七十七万ヘクタールの水田農業確立対策の遂行に加えて、六十三年度の緊急対策をいたしまして米需給均衡化のための特別の対策を予定しておるところでございます。

ただいまお話ししましたように、三十万トンの需給ギャップの調整のために需要拡大あるいは在庫調整といった手法を尽くすわけでございまして、同時に地域におきます生産者団体等の主体的な努力によりまして、十四万トンにつきましては需要拡大あるいは需要開米といった取り組みとあわせて、そういったもので需給ギャップが埋め尽くされない場合におきましては転作といったもので需給均衡に取り組もうということをお願いしております。この計画につきましては、各地域で関係者の皆様方に大変御苦労を煩わせまして、地域の事情によりまして需要拡大等にもいろいろ取り組んでいただいております。

その結果につきましては現在集計中でございまして、需要拡大によつて何トンあるいはそれで足らざるところは転作というような計画が現在取りまとめ中でございますので、その結果によりまして、また七十七万ヘクタールの推進とあわせて来年度の取り組みの全貌がはつきりしてまいると考えております。

○菅野久光君 金額にしてどのくらいの負担をさせることになるのかはつきりしたことは言えないのかもしれないが、このぐらいいかなというふうな見通しがありますか。

○政府委員(藤滋君) これは、需給ギャップの調整をいたします話でありますから、金額的な負担というものを直接結びつけて考えることはいたしておりません。

○菅野久光君 在庫調整などを含めて、本当に生産者に全く負担をかけないというふうなことになりますか。

○政府委員(藤滋君) もちろん生産の調整でございしますから、その生産が行われない分につきましては

て個々の農家にとりまして我慢をしていただくというところは出ようかと思いますが、それに対しては、円滑に進めるための国の助成というものは当然考えておるわけでございしますけれども、生産者個々にとりましては、生産者の負担ということだけではなくて、生産者団体の在庫調整へのまた経済的な配慮ということも行われるところでございしますし、政府、農業団体、農家、あるいは流通在庫もございしますので、各方面が協力をし、全員で汗を流してこの需給ギャップの解消に全力を挙げて取り組もう、こういう趣旨で現在進めておるところでございます。

○菅野久光君 ですから、全く生産者に負担をかけるまいというところではない、どのぐらいいかな金額かは別にしても、それぞれが汗を流すと、こう言っているわけですから、そういうことになるわけですね。

○国務大臣(佐藤隆雄君) 今、食糧庁長官から申し上げましたように、関係者といえは生産者団体、生産者、そして流通各段階における部門、それから消費者もつけ加えたいと思ひます。これは消費拡大ということがあるからでございます。そういうことで、各セクションにおいてひとつ汗を流さうではないか。我々も知恵を絞る、関係者も協力してこの困難なときを乗り越えよう。そして、食糧の根幹はちゃんと堅持していく、米の自由化はしない、こういうことで国内の体制というものはしっかりとしていくわけではございませんか、こういうことで努力をされているわけではございませんか、まあ金目の問題はそういうところばんがどうはじけるのか私にもまだ現状わかりませんけれども、そういう物の考え方では「緊急」ということでお願いをしておる。だから、一面的に農民に負担を強いだではないかと

と言われると、今申し上げたようなことで農民の負担を強いるということではない、こういうことになるわけでございます。

○菅野久光君 先ほどちょっと転作のことも言われましたが、転作ということについてはいかがですか。

○政府委員(藤滋君) 現在行っております水田農業確立対策におきまして七十七万ヘクタールの枠組みは、六十三年度におきましても引き続きその着実な実行を図りたい。米需給均衡化緊急対策におきまして需要拡大あるいは在庫調整等によりまして及ばざるところは転作で三十万トン、これはトータルでございしますが、需給調整を図るという取り組みを予定しておりますのでございします。

○菅野久光君 今の転作でということであれば、もう三月の末であれです。六十三年度需給調整を転作も含めてやるということですか。

○政府委員(藤滋君) 緊急対策につきましては三十万トンの需給ギャップについて、学校給食の需要増を一万トン、それから流通在庫につきまして三万トンを見込みますと二十六万トン残りがございまして、このうち他用途利用米につきましては在庫調整分も含めまして十二万トンがございします。残り十四万トンにつきまして先ほど申し上げましたような地域におきまして主体的な取り組みを期待する、こういう構成になっておるわけでございます。

その十四万トンの地域におきまして取り組みの中で、需要拡大等によりまして埋められる分は、例えば政府の限度数量等におきましても復元をいたしますが、それによつて及ばざるところは、十四万トンの需要拡大の残りにつきましては転作で対応をいたしたくということと昨年末の緊急対策が定められたところでございます。その取り扱い等につきましては生産者団体等とも十分協議をいたしまして、そういった枠組みで取り組んでおるところでございます。

○菅野久光君 それでは、転作の関係について現在までのところどのような状況になっているか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤滋君) 六十三年度につきましては、既に御案内のとおり、水田農業確立対策の七十七万ヘクタールに對しましては一〇・二%という達成率で取り組まれたところでございしますが、六十三年度の対策につきましては、昨年からのことしにか

けまして異なるのは市町村等とその目標面積が配分をされておる。そして市町村から農家別にその配分が、当然作付前に間に合うように配分が行われるタイミングになっております。そういった中で、緊急対策にかかわる要転作面積につきましても、それとあわせて農家レベルにこれから配分が行われてまいりましてその達成に取り組んでいただくことになるわけでございします。

○菅野久光君 そのために必要な転作の面積は、およそどの程度になる予定ですか。

○政府委員(藤滋君) 先ほど申し上げましたように、現在、各地域で積み上げられた数字を集計中でございまして、もう間もなくその結果につきまして御報告できる段階になろうかと思ひます。

○菅野久光君 今集計中だということですから、いいです。

それでは、先般明らかにされたところによれば、六十三年産米の基本計画は政府買い入れ数量が二百八十九万トン、自主流通数量が三百七十八万トンということと自主流通米の比率を拡大するものというふうに通えられております。これは恐らく政府在庫の増加を考慮してのものと思ひますが、一方、ききに農水省がまとめた米流通改善大綱で示されたところによりますと、三から五年後に自主流通比率を六割にするとのこととあります。この六十三年産米については米流通改善大綱を先取りしたものではないかというふうに受け取れるんです。

いずれにしても、国民の主食である米の管理に関する重要な問題については、国民の代表機関でありますこの国会において十分に議論する必要があるというふうに思ひます。それを経ないうちに少しずつ実質的な制度改革を行うことは政府の独断専行というふうに言わざるを得ないわけですが、この際、政府の考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(藤滋君) ただいまお話しございましたように、自主流通米の拡大につきましては、消費者ニーズを的確にとらえまして、それに対応できるような民間流通の長所を備えております自主

流通米の拡大を図ろうという考え方があられるわけ
でございます。これは既に六十一年十一月の農政審
報告におきまして、自主流通米に比重を置いた
米流通の実現といった点がうたわれておりまし
て、昨年、米流通研究会でその辺の具体化の研究
を十分していただきまして、現在私どもは米流通
改善大綱といった形でその方向づけのもとに自主
流通米の拡大あるいは流通過程の改善合理化に取
り組んでいこうとしておるわけでございます。

六十三年産米について具体的にどうなるかと
いった点につきましては、現在関係者の意見を聞
きながら三月末までに米穀の管理に関する基本計
画を法律に基づいて策定しようということで、そ
の中ですべて集荷面あるいは販売面における
政府米と自主流通米の数量の見通しを明らかにし
たいと考えております。

○菅野久光君 今言いましたように、黙っている
というわけじゃないんですが、どうも政府の方
の施策が先に行つて、それを聞いて我々が質問
するということがよくあるわけですよ。それ
で先ほど大臣の所信表明の最後の「手順を尽く
し」というこのところ、いい言葉だということ
を言ったのはそのことを申し上げているのであ
つて、何と言つたって国民の大事な問題であり
ますから、政府の方で一応考えたことについては
国会で議論をして、その上で実際の施策に移し
ていくというようなことをぜひやってもらいた
いというふうなことは要望しておきたいと思
います。大臣、何か一言ありますか。

○國務大臣(佐藤隆吉) 先ほど来御質問のポ
イントは、今重ねておっしゃる通りに、国会で
議論を制約という言葉はおっしゃいませんけれ
ども、制約を事実的にするような運びであつて
はいけな、こういうことでございませう。国会
での御議論を制約しようなどという大それた
考え方は毛頭持っておりません。

ただ、農政審の中には各界各層の方々が
おられる。そこで出された、集約された意見
をもとにして、例えば米流通の問題は流通研
究会をつくつて

勉強をして、そして農林水産省自体の一つの
案案といたしましてそして運んでいる。その
間には六十三年度のまた予算審議も行わ
れている。また農林水産委員会が今まさに
こうして議論をしておられる。そういうこ
ともみんな含めまして推移している。こ
ういうことでございませうから、決して
国会での議論を制約しようなどというふう
には思っておりませんし、また、それじゃ
国会での結論が出るまで農林水産省は何
も案を持たない。いかとうとそういうこ
とにはなかなかならない。なければならぬ
、こう思っております。

○菅野久光君 行政の責任は果たしても
らわなきやならぬわけですが、可能な限り
やはり国会で議論をすべき性格のもの
はびしと国会に出して議論をしていくこ
とが手順を尽くすということになつてい
くんだというのを私は申し上げてお
りますので、その点はひとつ誤解のな
いようにしていただきたいと思ひます。

それから、牛肉、オレンジ問題であり
ますが、先ほど一井委員から質問があ
りましたので、私は一点だけ聞いてお
きたいと思ひます。仮に牛肉が自由
化されるとなると我が国の畜産、酪
農は大打撃を受けることになるわけ
で、政府はあくまで自由化阻止でい
くのか、それとも言われているよう
に自由化時期を明示してその間に
国内対策を進めようとするのか、ど
ちらでいこうとするのか、今お
答えできるのかどうかそれはわか
りませんが、お答えできないとす
ればそれをいつ決めるか、その
辺についてお尋ねをいたしたい
と思ひます。

○國務大臣(佐藤隆吉) これも昨年来、
私が就任いたしましたから申し上げて
いることでございませう。これはもう
事実でございます。しかも、なおかつ
両国首脳同士が一月にテーブルをつ
くつて、そして話し合おうというこ
とも確認をされておる。このこと
でございまして、そのテーブルづく
りに全力を挙げておるということで
ございまして、テー

ブルができましたならばこちらの考
え方、一口で申し上げれば、昨年来
自由化は困難であるということ
をはつきり申し上げておるわけ
でございます。それから、そういう
中でテーブルに着いてどのよう
な話し合いの結果になるか、今
いよいよ時期は迫つておるとい
う感じではございませうけれど
も、中身はどうなるんだ、こ
うなるんだという推測を、あ
るいは予測を申し上げる時期
にはございませう。

○菅野久光君 時期としてはアメリカの大
統領選挙などもある何か悪い
時期にぶつかつていゝとい
うふうに思ふんです。五十九
年の山村大臣のとき、この問
題がありました。そのときに
我が党の村沢委員が質問をし
た。山村大臣がアメリカとの
交渉で帰つてきて、当時の中
曾根首相、竹下大蔵大臣に、
これは枠の拡大を受けざる
を得ない、しかし、足腰の強
い農業にするためには政府
もそれなりの政策をやつてい
かなきゃならぬので、財政
的な問題もよろしくと言つ
たら、わかつた、こういう
ことになつたことを私ども
はこの委員会で報告を受け
ておるわけですよ。それか
ら四年たつて

、本当に足腰の強い、ア
メリカを初め諸外国に対抗
できるようなことになつた
のか、今なつてもやばいこ
れはもう大打撃を受けるから
大変だと騒がなきゃなら
ないですね。そういう点で
は委員会でも大臣が答弁
されたことが着実に実行
されていらないのではな
いかというふうに残念な
がら思ひます。この四年
間のことを考えてみると
思ひます。その間、ま
あそんなことを含めながら
この問題にどういふふう
に対応するの、本当に難
しい問題だと思ひます
けれども、とにかく、私に
言わせれば政府はやるべき
ことをきかちつてやつて
こなかつた、そのツケを
生産農家に回すようなこ
とのないように政府とし
てもしっかりと対応して
もらいたいというこ
とを要望申し上げてお
きたいと思ひます。

時間がございませうので、
水産の問題について御
質問申し上げたいと思ひ
ます。

五十年代後半になつてや
や落ちついたかに見え
ました我が国の漁業情
勢は、六十年代に入
ると再び厳しいもの
になりました。特に北
洋漁業は米ソの飛躍
的な規制強化によつて
第二次二百海里シ
ョックと言われるほど
深刻な打撃を受けまし
た。そこで、この北
洋漁業問題等漁業環
境を中心

に政府の見解をお尋
ねしたいと思ひます。
まず、米政府から
締め出された北洋は
え縄、刺し網等の救
済対策についてであ
りますが、米政府は
ここ数年、急減させ
てきた対日漁獲割り
当てを本年はついに
ゼロとしました。こ
のため、北洋はえ縄
、刺し網漁船が二十
七隻、小型トロー
ル船十九隻が操業不
可能となつて、乗組
員二千六百人と関連
業界、ひいては地域
経済にも深刻な影響
を与えらるること
になりました。これ
らの業界は、これまで
アラスカ原住民に
対する技術や資金援
助等の血のじむよう
な漁業協力をし
てきたのですが、ア
メリカはこのよう
な実績を全く無視
して極めて事務的
、見方によればもう
冷酷に我が国の漁
業を締め出したわけ
です。政府はど
うしてこれを阻止
できなかったのか、
このようになつた
ことに対してはど
う責任をおとりに
なろうとするのか、
そこをお尋ねし
たいと思ひます。

時間の関係もありま
すから、先ごろこの
にかかつて北洋はえ
縄、刺し網漁業者
に対して国際規則
関連経管安定資金
の緊急融資をする
ことを決定して、融
資枠が十四億七千
四百万円、貸付利
率は年三%以内、
貸付期限は三月三
十一日まで、融資
限度額は一隻当
たり六千七百万
ですね。こ
ういふこと
でなされたわけ
であります
が、これは
もつと早く
に何かこ
ういふよう
な状況にな
ることが決
まつていた
、それがこ
ういふよう
におくれた
理由は何
かというこ
と、それから
、これは融
資ですから
返さなきゃ
ならぬわけ
です。現在
ほとんどの
船は保留し
たまになつ
ています
わけです。わ
ずかにカリ
フォルニア
、カナダ
沖のパラ
メヌケの
漁場開発
を八ないし
九隻ぐら
いで行つて
いるという
ことで、あ
とは全部保
留し

ているわけですね。これからの仕事、それはどう
いうふうにお考えになつてゐるのか、そのことを
お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま御質問ござい
ました北洋は二二二海里内での割り当てで、
一月末にアメリカの二二二海里内での割り当てで
口というところが最終的に決まりまして、それから
各船の必要融資額というものを調査、集積
いたしまして、それで三月上旬にようやく決定に
至つたわけでございますけれども、率直に申し上げ
まして、割り当てゼロ後一カ月少してやれたとい
うことは我々としても我々内の努力といひます
か、過去よりはスピードアップに努めたという感
じがいたしてゐるわけでございます。

それから、今後の問題でございますけれども、
はえ縄の二二二海里はアメリカの二二二海里内に依
存してゐる面がかなり強いわけでございます。た
だいまお話しありましたように、一部はほかの代
替漁場で操業もしておりますけれども、基本的
にはあそこに対する依存というものは高いわけ
でございますので、一つは何とか代替漁場という
ものがないかということで業界も巻き込みまして
いろいろ相談してゐるわけでございますけれども、
御承知のとおり、それぞれの海がそれぞれの漁業
なりあるいは許可漁業というもので埋まつて
まして、現在のところはなかなかかはかしく
いつていないわけでございます。その中でソビエ
トとの合併事業というふうな話も出てまいつて
おりますので、そういう方向につきましても我々
としてできるだけ支援なり協力なりして将来の姿
を描きたいということで一生懸命やつてゐるとい
うのが現在の段階でございます。

○菅野久光君 残余の質問はまた別の機会にさせ
ていただきますと思ひます。

質問を終わります。

○上杉光弘君 私は、大臣の所信表明に関する基
本的な問題について若干の質問をいたしたいと思
ひます。

まず、農産物の自由化問題についてございま
すが、これは当面の問題として当然政府としてお
取り組みになつておるわけでありまして、政府は去
る二月のカット理事会の勧告を受けて、いわゆる八
品目を自由化する方針を決定いたしました。私自
身としても、我が国の国際的な孤立は何としても
避けなければならぬ、これは政府の選択として
もやむを得ない問題であつた、こう思ふのであり
ます。しかし、問題は自由化に伴う事後処理でござ
います。農林大臣はその御英断によりまして
二月一日に農林水産省内に自由化関連対策を検討
するためのプロジェクトチームを発足させられま
した。国内農業に不測の悪影響を与えないとの観
点から早速検討に着手したと聞いておりますが、
大臣のこの果敢な御判断は自由化の不安におのの
く農民に對しまして将来に對する期待感を与えた
と私は高く評価をいたすものであります。

さような意味で、プロジェクトチームが発足し
て約二カ月間経過いたしましたのでありますが、現在
その検討状況はどうなつてゐるのか。もとより成
案を得る段階ではなからうと思ふのでありますが
が、具体的にどのようなことを検討されておるの
かを御説明いただきたい。そして、一日も早く農
民を安心させることはとりもなおさず政府の責任
であり、政治の責任だと思ふのであります。農水
省の事務当局から御報告をお聞かせいただければ
ありがたいと思ひます。

○政府委員(浜口義廣君) ただいま先生の御質問
のプロジェクトチームの検討状況でございます。

この点につきましては、粉乳等乳製品及びどん
粉等を除くいわゆる八品目につきましてはガット
に適合する措置に移行させることになり得るわけ
でございます。この基本をいたしまして、先生お
話しのとおり、我が国農業の将来に禍根を残すこ
とがないというのを基本といたしまして、まず
プロジェクトチームにおきまして関係方面からの
意見の聴取等を行つてゐるわけでございます。
それで、このプロジェクトチームでございま
すが、十二品目等々に関連いたします農林水産省の

関連局といたしましては、経済局を含めまして全
部で四局あるわけでございますが、大臣官房の企
画室に先生御指摘の農産物自由化関連対策検討プ
ロジェクトチームを設置したところでございま
す。これにつきましては、手順を尽くしまして各
方面からの検討を行うということでございま
して、今申し上げましたヒアリングを図りながら品
目ごとの特性、地域農業における地位等を配慮
いたしまして、一つは農業生産対策、さらに二つ目
といたしまして農産物加工対策等幅広い検討を現
在連日行つてゐるという状況でございます。この
考え方は、三項目の申し合わせを踏まえまして、
我が国農業への不測の悪影響を回避するための所
要かつ適切な国内措置を確保する。あわせて、現
環境措置を含めましての成案を得るということ
現在なお鋭意検討を進めてゐるところでございま
す。

私もどなたかしましては、できるだけ早くこの
内容をまとめるよう努力中でございまして、今し
ばらくお時間をいただければというふうな考へて
いるところでございます。

○上杉光弘君 ありがとうございます。当面す
る問題でありますから、成案を得られるよう精力
的にお願いをいたしたいと思ひます。

次に、牛肉、かんきつの問題であります。最近
の新聞、テレビ報道によれば、近々大臣も訪米さ
れる、このようなことでありますが、この三月末
で日米の協定期限切れとなります。米側はか
たくなに自由化時期の明示をしなければ協議に
応じない、四月に入ればガット提訴だとも言つて
おり、一向に話し合いのテーブルに着こうとしない
状況にあるわけでございます。これに對しまして
大臣は、国会を初めあらゆる機会をとらまして
繰り返し自由化は困難である旨明言をされてお
るわけでございます。大臣の発言を聞く限り大変
心強いものを覚え、また全国の農家も大臣の発言
によつて大変な期待を感じておるうかと思ふわけ
でございます。大臣の直接の御答弁もいただきた
いと思ふのでございますが、私はこの問題を考

えますときに、むしろなぜ牛肉、かんきつ自由化
が困難であるかという根本的、基本的な問題を
伺つて政府の認識を再確認したいと思ひま
す。

米国との交渉に際しまして、最終的に物を言
うのは我が国が買方でございますから我が国の
実情にある、こう思ふのであります。この問題
を通じて国民の皆さんにも広く我が国農業の実情
を知つてもらふなければならぬと思ひます。し
特に我が国の牛肉、かんきつをめぐる情勢がい
かに厳しく、したがつて自由化がいかに困難であ
るかということについて政府の認識を明らかに
していただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤隆雄君) 牛肉、かんきつの自由化
が困難である、繰り返して申し上げてきたところ
でございますけれども、なぜ困難なのかというこ
とを率直に申し上げますと、仮に牛肉の輸入割
り当てを無条件で短期間のうちに廃止すると
すれば、酪農を含む全国三十五万戸の生産農家
百二十万ヘクタールにわたる国土利用等広範な生
産活動への打撃が懸念をされます。また、牛肉の
国際需給面から見て、今後とも必要な輸入量を現
在のような価格で安定的に継続確保できるか否か
の懸念がありまして、生産性向上を図りつつ国内
生産の確保を図る必要があると考へるわけござ
います。

かんきつにつきましては、西日本の傾斜地にお
ける重要な作物であり、仮に輸入割り当てを無
条件で短期間のうちに廃止するとすれば重大
な影響を及ぼす懸念がございます。なお、温州ミ
カン等は需要の減少傾向に對して園地の転換を
実施してゐるなど厳しい状況下に置かれており
ます。

このようなことから、牛肉、かんきつの自由化
は困難であると考えておりまして、できるだけ早
うちに関係者との間で円満な解決を図れるよう
に、テーブルができましたならば最善の努力を尽
くさなければならぬ、こういうことで考へてお
るわけでございます。

○上杉光弘君 できるだけ早くということですが、いまが、とにかく日本の農業の実情に精通された大臣でありますから、私どもは大なる期待を持っておりませんが、よろしく頑張ってくださいと思います。

さらに、牛肉問題に関連してありますが、さきに申し上げました自由化、いわゆる八品目のうち牛肉調製品につきましては牛肉に近いものが含まれていることは広く知られておるところであります。これが自由化されますと、たとえ牛肉を守ったとしてもその実効が失われてしり抜けになる心配がある、懸念がある。これについては自由化するかどうか、政府のお考えをこの際お伺いしたいと思っております。

○政府委員(京谷昭夫君) ただいまお尋ねのございました牛肉調製品でございますが、御指摘のとおりいわゆる十二品目の中に含まれている製品でございます。これに対する我々の対応といたしましては、非常に多彩な商品分野を含んでおりますけれども、牛肉調製品としてはガットでのパネル採択を受諾しております。数量制限撤廃やむなしという判断を既にしているところでございまして、この場合、食肉調製品と申ししても大変多くの分野にまたがっております。相当部分については食生活上の嗜好面から一定の制約があるだろうと考えておりますが、御指摘のようにシーズンドビーフあるいはローストビーフ等といったような比較的牛肉に近い分野のものにつきましては、その性格から考えて国産の牛肉と競合する懸念も実はあるわけでございます。

そこで、私どもとしては、他の産品と同様に、現在、省内のプロジェクトチームにおいて対応策を検討しているわけでございます。またその結論を得ておりませんけれども、その方向といたしましては撤廃時期の選択の問題、あるいはまたそれに合わせてガットと整合性のとれた何らかの措置を具体化していくことが必要であろうということとで検討を進めているところでございます。

○上杉光弘君 検討に余り手間取って大変だとい

うことにならないように、さらにまた、先ほども言いましたが、牛肉を守ってみてもしり抜けになるような実態にならないようお願いをいたしたいと思っております。

それから最後に、米問題であります。米は自由化しない大臣ははっきり言っておられますとおりでございまして。しかしながら、先ごろ米国の包括貿易法案に我が国に米の市場開放を求める条項が盛り込まれている、そういう報道を我々はお聞きいたしておるわけでございます。依然として三百一条の再提議の機会をねらっておるという感触を私も強く持つておるわけでございまして、これらを見る限り米国は市場の開放を求める姿勢を崩していない、私はそう思えてならないのであります。政府としては米の市場開放要求にどう対処していくのか、大臣の御意見を伺ってお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(佐藤隆君) 今、三百一条の動き、あるいは包括貿易法案、こういうことに関連しての米の自由化についてのお尋ねでございます。私も市場開放要求の中に牛肉、かんきつとあわせて米もアメリカの両院協議会で合意をされた、この聞いております。おりますが、今回の合意というものは立法に対する一過程であるというふうな判断をしております。私も昨年の臨時国会におきまして、またことしの通常国会に入りましてからも、総理からも私からもたび重ねて自由化はしない、国内で自給をする方針を堅持するということを明確に申し上げております中に、アメリカ議会において一面的に立法のための一過程としてそういうことが伝わってきておるということについて私自身は言及はいたしたくない、こういう考えでございます。我が方の主張は尽くせるだけ尽くして言い切っておるということでございます。今言われる包括貿易法案等に対する考え方に、一言及ばしたくないということでございます。御理解をいただきたいと思います。

○上杉光弘君 米の自由化問題につきましては、総理府の調査にもございましたように、国民の基

本食糧については七〇%以上の国民が自由化反対の意向を表明しておるわけでございまして、大臣のその基本的な姿勢と考え方と頑張っていただきたいと思っております。

それから、この際に関連の問題としてお聞きしておきたいのは、大臣の所信表明の中にもございしましたが、これまでなかった項目が一つございまして。それは、国際化の時代を迎えて、とにかく我が国が孤立しないために自由化を受け入れざるを得ない立場に立たされて政府もその選択をいたしたわけでありますけれども、その基本にあるものは国際価格の縮小という点において、価格差があるから縮小というものが余儀なくされておるわけでありまして。さような意味からすれば、私は率直に申し上げまして、我が国のような立場から国際間の縮小ということでは価格政策に取り組みたいというのであれば、生産者価格だけに手をつけるというのは片手落ちというものではないか。流通機構等に対する手はつけられないものかというものが私どもの立場からいえば当然の考え方でございます。さらにまた、具体的にそれらにどう取り組むかということはこの機会にお聞かせをいただきたいのでございます。

それからもう一つ、大臣の所信表明の十ページに、「生産コストの一層の引き下げを図るため、生産資材費等の節減のための取組みを強化する」と明言をされておるわけであります。農業生産者だけがバッシングを受けておるという現状の中で、国民世論もさることながら、流通問題、この生産資材費等に対する取組みの強化をすることは、とりもなおさず農家だけがその帳じりを全部背負うということにならないことへの方向づけでもあらうか、こう思うわけでございまして、この際、事務当局の流通機構に対する今後の取組みをどうされるのか。それから大臣には、生産資材費等の取組みについての表明に関する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘がございましたように、国民に食糧を安定的に供給するた

めには、農業の生産性の効率化とともに流通の効率化を図ることは極めて重要な課題であるというふうに考えております。

流通コストにつきましては、国によりまして消費をいたします食料品の構成形態が異なっておりますので、直接的な比較は困難でございますが、小売価格に占める流通経費の比率ということととてみますと、我が国の流通経費の比率は諸外国に比べまして必ずしも高いわけではない、おおむね同様程度であるというふうに私どもは考えておるわけでございます。しかしながら、今後農業あるいは食品産業の体質の強化、生産性の向上を図ってまいります際には、これによりまして効果をできる限り消費者に及ぼしていくために、流通につきましてもその機能の充実と合理化、効率化の一層の推進を図ることが重要であるというふうに考えておるわけでございます。従来から産地の出荷体制の整備、卸売市場の整備あるいは小売の近代化等をやってきたわけでございまして、今後、ただいま申し上げましたような農業あるいは食品産業の合理化、効率化にあわせて、食料品の流通につきましてもその効率化に取り組みたいかなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(佐藤隆君) 生産資材費の取組みを強化せよ、こういうことについて一言言え、こういうことでございまして。一言申し上げて、あとは吉國農畜園芸局長から補足をさせますけれども、全農等団体筋あるいは業界、こういうところに対して具体的に強力な行政指導をしなければならぬ、こう指示をしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

○政府委員(吉國隆君) 農業資材対策に関しまして具体的な点を若干申し上げさせていただきますと、農業機械につきましては、効率的な利用を図っていくということがコスト面で非常に重要な要素を占めておりますので、六十三年度の予算におきましても、機械のリース方式の導入、あるいは効率的な利用のための集中管理方式の採用、こ

ういったことを含めまして新しい対策も講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、肥料につきましてはバルクブレンディング肥料と言われておりますけれども、粒状配合肥料のごときでございますが、バラ流通の導入の可能性について実証的な試験を行うための事業を予定いたしているところでございます。

また、農業につきましては、むだな使用を省いていくという見地から、成育診断等の精度を上げながらそういったものを指す事業というものを仕組んで取り進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○上杉光弘君 最近の農業バッシングの実態を見てみますと、国際間の農産物の生産者価格が高いがために、その要因は国民の感情としてもそこへ行っておる、認識としてもそこへ行っておる。しかし、我々が考えるところではなくて、生産者価格の倍か三倍で消費者に渡る流通機構の複雑さ、問題点、これは何としてもメスを入れなければ、農民が努力をして生産性を高めていく、技術を導入する、そういう段階で一方的になつてしまふ今の世論というものには私もどうも迎合できない。ですから、生産者価格を言うなら流通問題について政府の行政指導や問題点の解決のための取り組みをよろしくお願いを申し上げたい。

さらに、生産者価格を高めておるのは資材の供給のあり方や資材の流通にも問題があるわけでございまして、これらに対する取り組みは、今お聞きいたしましたけれども、所信表明の中でこれはやる、強化すると大臣が表明をされたわけでありますから、大いなる期待を持っておるわけでございます。

それから、関連する問題でございますが、まず自由化を余儀なくされた今日の日本の農業、これを守っていくためには幾つかの課題があると思えますが、特にプロジェクトチームを置かれまして生産や加工の問題までお取り組みになって成果を出されるわけでありますけれども、その前段階の

基本的な問題として、私は、今後の農林業の振興並びに農山村の活性化の政策を進めていくに当たっては、ひとり農水省だけでできる問題ではないと思っております。そのような立場に立てば、当然政府は横の連携をもった上で総合的にこれに当たっていく必要がある、そのような考え方を持たなければならぬと思いますが、この前提に立つてまず経済企画庁に国民経済の立場からお尋ねをいたしたいと思っております。

私は、なぜ経済企画庁にお尋ねをするかといいますと、農水省は、広報室が発表しておりますが、農業の多面的な機能や役割を金に換算をいたしておりますが、私は精度の上からはそんなに高いものではないし、数学的な手法を取り入れた因数分析、要因分析等でもありませんから説得力を欠くと思っております。農水省が、それでも三十六兆六千二百億という農業の持つ多面的な機能、役割を評価いたしておるのではありません。当然、経済企画庁としては、農林業の位置づけというものをどのようにされておるのか、私はこの際見解をお聞きしておかなければならぬと思うわけでございます。

○説明員(三宅輝夫君) ただいま先生からのお尋ねで、農林業としてその産業が営まれております農山村、その国民経済的な立場からどういうふうにかえるのかということでございますが、私もどもいたしまして、まず何といたしましては農林業は国民生活にとつて最も基礎的な物資である食糧の供給を行つておる、これはだれも異論のないところでございます。

しかし、それだけではなくて、国土の保全であるとか、自然環境の維持、培養であるとか、水資源の涵養であるとか、種々多面的な役割を有しておると考えますし、そういう産業が営まれております農山村自身の重要性ということも言はれたらいいところだと考えております。そういう意味から農林業、それからその産業が営まれております農山村の広い意味での健全な発展と活性化ということ非常に重要な国民的な課題であるというふう

考えております。さらにお尋ねをいたしますが、そのような前提、認識に立つた上でお答えをいたしたいと思っております。

さすれば、農村や農業が持つ多面的な機能、役割、これについての国民経済等を預かられる経済企画庁とされましては、定性的な国民の評価から定量的に評価する方向づけは農水省がすべき筋合いのものではない、経済企画庁が当然やらなければならないものであり、定量的な評価の上に立つた農林業政策というものが展開されていくべきであると私

そのような意味で、農山村や農林業が持つ多面的な機能と役割を定量的に評価することについて役所としての責任というものはどうお考えになつておるのか。農林水産省ひとりがこの農林業の政策を推進するということについては大変難しくなつた今日であり、国民世論等の支援、国民の理解、納得というものが裏になければできない、打ち出せないという現状を考えると、経済企画庁の考え方を私はお聞きしておきたいと思うのであります。

○上杉光弘君 さらにお尋ねをいたしますが、そのような前提、認識に立つた上でお答えをいたしたいと思っております。

ただ、それに対応します形で経済企画庁としての計数的な判断はいたしません。先生が、実は現在、経済審議会におきまして新しい経済計画の検討が行われておるところでございます。その中で今後の農林業及びその産業が営まれております農山村のあり方につきましましては、今議論が行われておるところでございます。新しい役割を十分認識した上での今後の経済計画への

の策定という方向で進めたいと考えております。○上杉光弘君 私は、ただいまお聞きして、極めて重大なる御答弁をいただき、今後の方向に対する期待感を深くいたしましたところであり、経済企画庁としても農林業の振興ということ、私は、私なりに考えます。これは国土保全ということにつながるわけでありますから、これ以上農林業の振興というものが後退をしなければ、我が国の国家の存立の基礎である国土保全というものはどうにもならない状態に追い込まれていく。そういうものをおもんばかればおもんばかるほど経済企画庁の積極的な国民経済の立場からの評価というものをお願いしたいと思っております。

私は、かつて五十一一年でありました。地方議会におるときにスイスにお伺いしました。観光行政視察でございまして、あのアルペン酪農地帯のハイウエーを観光バスに乗つておりました。時々とまる。時々とまってバスガイドが黄色い草花を引き抜いてきて、そしてそれを袋へ詰めて電車オーライをやる。多いときには運転手までおいていく。私はいぶかかってこのことに対する質問をいたしました。そうしたらバスガイドがこう言つたのであります。スイスという国は、御案内のとおり観光と農業で成り立つ国でございます。スイスの観光資源はこの牧歌的なアルペン酪農を中心としたものであります。こういう答えてあります。もし牛が黄色い草花を牧草と一緒に食つたなら中毒するか死ぬでございましょう。私も国民教育の上で、黄色い色素を持った草花というのはおむね毒草と思えと教えられております。教育に従つてこうしたまふと、こういう言い方をしたのであります。

また、スイスの農務省へ行って農政の基本というものを聞くと、一口に言えどんなことであるかという、スイスの農政というものはまず農民の位置づけ、農業の位置づけが明確に出されております。すなわち、農民は三百六十五日、暑かろうと寒かろうと、雨の日でも風の日でも一日も休むことのない食糧生産と国土保全の任を課せられた

の策定という方向で進めたいと考えております。○上杉光弘君 私は、ただいまお聞きして、極めて重大なる御答弁をいただき、今後の方向に対する期待感を深くいたしましたところであり、経済企画庁としても農林業の振興ということ、私は、私なりに考えます。これは国土保全ということにつながるわけでありますから、これ以上農林業の振興というものが後退をしなければ、我が国の国家の存立の基礎である国土保全というものはどうにもならない状態に追い込まれていく。そういうものをおもんばかればおもんばかるほど経済企画庁の積極的な国民経済の立場からの評価というものをお願いしたいと思っております。

私は、かつて五十一一年でありました。地方議会におるときにスイスにお伺いしました。観光行政視察でございまして、あのアルペン酪農地帯のハイウエーを観光バスに乗つておりました。時々とまる。時々とまってバスガイドが黄色い草花を引き抜いてきて、そしてそれを袋へ詰めて電車オーライをやる。多いときには運転手までおいていく。私はいぶかかってこのことに対する質問をいたしました。そうしたらバスガイドがこう言つたのであります。スイスという国は、御案内のとおり観光と農業で成り立つ国でございます。スイスの観光資源はこの牧歌的なアルペン酪農を中心としたものであります。こういう答えてあります。もし牛が黄色い草花を牧草と一緒に食つたなら中毒するか死ぬでございましょう。私も国民教育の上で、黄色い色素を持った草花というのはおむね毒草と思えと教えられております。教育に従つてこうしたまふと、こういう言い方をしたのであります。

また、スイスの農務省へ行って農政の基本というものを聞くと、一口に言えどんなことであるかという、スイスの農政というものはまず農民の位置づけ、農業の位置づけが明確に出されております。すなわち、農民は三百六十五日、暑かろうと寒かろうと、雨の日でも風の日でも一日も休むことのない食糧生産と国土保全の任を課せられた

の策定という方向で進めたいと考えております。○上杉光弘君 私は、ただいまお聞きして、極めて重大なる御答弁をいただき、今後の方向に対する期待感を深くいたしましたところであり、経済企画庁としても農林業の振興ということ、私は、私なりに考えます。これは国土保全ということにつながるわけでありますから、これ以上農林業の振興というものが後退をしなければ、我が国の国家の存立の基礎である国土保全というものはどうにもならない状態に追い込まれていく。そういうものをおもんばかればおもんばかるほど経済企画庁の積極的な国民経済の立場からの評価というものをお願いしたいと思っております。

の策定という方向で進めたいと考えております。○上杉光弘君 私は、ただいまお聞きして、極めて重大なる御答弁をいただき、今後の方向に対する期待感を深くいたしましたところであり、経済企画庁としても農林業の振興ということ、私は、私なりに考えます。これは国土保全ということにつながるわけでありますから、これ以上農林業の振興というものが後退をしなければ、我が国の国家の存立の基礎である国土保全というものはどうにもならない状態に追い込まれていく。そういうものをおもんばかればおもんばかるほど経済企画庁の積極的な国民経済の立場からの評価というものをお願いしたいと思っております。

国家公務員である、こういう認識がスイスの農政の基本にはあるのであります。私はそのパスガイドが農家の出身であつたか町の出身であつたかは知りません。しかし、農業とは余り縁のないパスガイドという職業の女性の口から、国民教育の上でそのようなことまで教えられていると聞いて、考えますと、我が国の社会教育や学校教育との落差を必然的に強く感じないわけにはいかぬのであります。

したがって、文部省にお尋ねをいたしますが、農林水産省との接点、連絡会議であるとか、国民教育の取り組みのための対応というものがどうなっているのか、このことをお尋ねをいたしたいのであります。

○説明員(森正直君) 御説明申し上げます。

文部省は、学校教育を主管いたしておりますが、あるいは御案内かもしれませんが、文部省の告示に学習指導要領というのがございまして、その中で小学校、中学校、高等学校等の教育課程の内容を定めているわけでございます。農業、農山村につきましては、社会科の中でもとりわけ重視しておるわけでございます。それから教育課程の基準を定めてまいります過程で農水省、あるいはほかの産業分野であればほかの関連省庁と十分協議をしながら学習指導要領というものを定めていく、そんなプロセスを経ております。

ちなみに、現在学校教育におきましては、小学校を例にとりまして、農業が我が国の最も重要な産業の一つであるという認識のもとに、我が国の農業の特色ですとか、農村の役割ですとか、農業の技術、経営の改善などにつきまして子供の発達段階に応じて指導することといたしております。

例えば手元に東京書籍という大きな出版会社の「新編 新しい社会」という小学校五年生の教科書を持ってまいりましたけれども、それを見ますと、例えば第一章が「わたしたちの生活と農業」、中身として、「稲作のさかんな地域」ですとか、「稲作の仕事をおもにする農家」ですとか、「町と農家の協力」ですとか、あるいは「野菜」、「畜

産」、「農業と国民の食生活」、そういったことを半分以上のスペースを割いて子供に教育するようにいたしております。教科書の後半に入りますと、水産業ということで「漁業と漁場」、それから水産業の地域的な役割と状況とか、「これからの日本の水産業」、そういったような記述が残る部分を占めている、そんな教科書になっております。

それから、中学校におきましても大体似たような傾向でございまして、ただ、中学校になりますと社会科の中身が地理的領域と公民、つまり市民を育てる市民的領域と歴史の領域という三つの領域になりますので、農業関係につきましましては、主として中学校では地理的分野の日本の諸地域の学習ですとか、それから農村と都市の役割ですとか、そういったことで取り上げておりますのと、あと公民的な分野、市民的領域というところで、例えば、先ほど来お話に出ておりますが、世界と日本の貿易問題ですとか、そういった角度からこの農業、農村の問題を取り上げているわけでございます。三つ目の領域でございまして歴史的な分野におきましても、日本の農業、農村というもの

のを時の流れに従って、それこそ縄文、弥生のころから現代に至るまで、農村、漁村といったものについても記述をしかるべく割いて教育を行っているところでございます。

それから、高等学校におきましては地理と歴史と現代社会というふうに分かれますけれども、現代社会というのは現代の諸問題を扱っております、日本の農業の問題を都市化と絡めたり、国際的な構造の中で取り上げたり、そういったことをやっております。それから政治経済という科目がございまして、その中でも現在非常に問題になっている農業関係の明るい面とか、課題となつて面ですとか、そういったことを教科書でも取り上げておりますし、教室でも教え、考えさせるといふような努力をしているわけでございます。

御案内のように、高等学校には農業科というのがございまして、農業科におきましては、今まで

申しました一般の児童生徒に対するものとはちよつと違つて、例えば生産、経営に関する基礎、基本の知識、技術ですとか、農業、農村の意義、役割といったものについて、もっと突っ込んだ形でいろんな能力と態度を育成させるというようなことを考慮し、努力しているわけでございます。

以上は学校における座学的なものを中心としたことでございまして、あと例えば、文部省が各都道府県と協力しながらやっております事業といたしまして、小中学校について、ふるさと交流学習促進事業というのがございまして、これは例えば都会の子供が農村へ、農村の子供が都会へというふうなことで小中学校が相互に交流を図り、児童生徒にいろいろな体験をさせて、農村、農業といったものについての理解を深めさせるといふようなことを等ねらいつつ実施している交流学習事業が一つございます。

それから、これもやはり小中学校でございまして、けれども、勤労生産学習の研究推進校というのもやっております、これは全都道府県小学校、中学校にお願ひしまして、文部省が指定する期間、一区切り二年間といたしまして、細かいところは学校の創意にゆだねておりますけれども、学校林とか、学校農園とか、あるいは近くの農村ですとか、いろいろお願ひしまして、農作物の栽培とか草花の栽培とか水田耕作ですとか、あるいは収穫祭、お祭り行事ですとか、あるいは木や何かを利用した道具の製作ですとか、いろいろなことを子供たち

に体験させ、農業、農村というものについて肌で考えさせていくというような事業もいたしております。

それから高等学校につきましても、これも一校二年間ずつで研究テーマを文部省と県とで協議いたしまして、そのテーマは例えば生産活動を中心とした勤労体験学習ですとか、あるいは学校農園等を活用した勤労体験学習ですとか、そういったことを各都道府県五十校ぐらいずつでござい

における役割、意義といったようなことについて考えさせるとか、望ましい勤労観あるいは職業観をはぐくむというようなことに役立てようということであつた事業を進めているところでございます。

大体私どもの行つております事業を概略申し上げます。

○上杉光弘君 私はそんな答弁があるんじゃないかと思つたんですよ。全然産業と結びつかない。農業を取り巻く環境というのは、自然環境、それから経済的な環境、外交があるかもしれない。もっと大切なベースになるものは国民の理解や認識や評価なのであります。文部省が進めているようなもので農業が持つ多面的な機能、役割というもの、農村が持つ多面的な機能と役割というものが正しく国民に理解されて評価されるかという、そんなものじゃどうにもならぬですよ。ですから、私は文部省には今後農水省とはより接点を、接点というものをみずから求めてもらつて、そして学校教育のみならず、社会教育や企業教育の分野まで文部省が大いなる国民教育の立場から方向づけをしていただきたい。

この問題はまた後日時間をとつて質問をいたしたいと思ひます。

それから、もう時間ありませんから、農水省にまた戻りたいと思ひますが、その前に国土庁に一つだけ質問をいたしておきたいと思ひます。日本の国土というのは八割が山林、原野、農村地帯といわれるところでありまして、まさに国土の大宗をなすのがこの農山村であります。そのような特殊事情がございしますが、日本の国土として外国にはない特殊な事情が私は幾つかあると思ひます。

るといふこと。このような国土としての特質があると思ふのであります。

きような意味で私が申し上げたいことは、農林業というものが受け持っておる、農山村が受けておる国土保全という役割はより国民生活に密着しておると思ふ。これは諸外国とは違つた特殊な事情ではないか、このように思つておるわけでございますが、国土庁のお考えをお聞かせいただくと同時に、そのことから今後どのような方向づけをされようとおるのか、あわせてお尋ねをいたしたいのであります。

○説明員(森永正彬君) 先生御指摘のとおり、我が国の国土の条件というのは非常にいろんな特殊性がございます。

特に、狭い国の中に山林が多いわけでございます。それが治山治水の大きな役割を果たしているという特色も我が国では特に見られるところだと思つております。それから雨が多い、台風、豪雨、豪雪その他が非常に多いというのも我が国の一つの特質でございます。そういった自然現象に対しまして国土を保存するというのが非常に重要なわけでございますが、山林それから農山村群がそういう役割を担つてゐるということも事実かと思つております。

私どもといたしまして国土保全をこれから進めていく場合に、治山治水の事業、そういったものを大いに進めていかなければならないというふうに思つておりますが、単にそういったハードな事業というだけでなく、四全総でも触れられておりましたが、安全で潤いのある国土の形成、こういった観点から、まさに豊かな環境の保全、特に森林なり水田の持つ国土保全機能、こういったものを活用していくとか、それからさらには狭い可住地の中で人口なり諸機能が非常に過密なところと過疎なところがございまして、こういったものの分散といふか、均衡ある国土利用というものを図りまして、全体として安全で潤いのある国土構造に持つていかなければならない、そういう面がさらに国土保全という意味にも非常に役立つ

かというふうに考えているところでございます。○上杉光弘君 もう時間がなくなりましたから、最後に農水省に戻りたいと思ひます。

農業バッシングで農業予算、特に価格政策を削る、あるいは構造政策が思うように進まないという、我が国の農政というものは財政当局の首を縦に振つた状態ではないか政策を打ち出そうにも打ち出せない。政策選択の幅が極めて硬直化した状態になつておると私は思ふのであります。しかし、よくよく考えてみますと、例えば農業が後退すれば国土保全という機能が損なわれる。農林業というものがしっかりとあれば国土保全というものは守られるわけでありまして、国家存立の基盤は揺るぎないものであります。また、町に住む人々も水不足とか、あるいは工業用水がないために回らないとか、そういうことにはならない。将来の国の発展の方向というものは極めて安定したものになる、こう思ふわけでございます。

そのような意味で一つだけ数字をとりえて言いますと、治山治水事業は、第一次が昭和三十五年からともに始まりました。当初、実績にいたしまして第一次の昭和三十五年から三十九年の五カ年計画では七百二十九億円の計画に対して治山事業は八百五十七億かけております。昨年から第七次がはじめてありますが、計画にして既に一兆四千四百億を数える状態になってきた。治水事業につきましては第一次が三千六百五十億の計画に対して、四千三百五十五億という実績を示しております。第七次の去年は、八兆円の計画であります。これは社会の仕組みやあるいは人間の、国民の居住区分やあるいは林道が開発された、あるいはその他の開発事業によつてこういうものがあつておるといふ説明もありまして、このことが基本的なものとしまして、農林業というものが衰退をしたことに起因することをなすといふ。特に、治山、治水事業の最も大切な辺地、過疎地における人口の減少、農家戸数の減少というものは歴然とした裏打ちとなつておると私は思ふのであります。農林業を振興することはとりもなおさず国の基本であ

る。

いただきました資料によりますと、六十一年度末でございますが、土石流の危険箇所が七万箇所以上ある。七万四千三百四十四箇所の河川が、溪流がある。地滑りの危険箇所は一万二千八百八十八箇所、そして、急傾斜の崩壊危険箇所というものは六万二千五百七十箇所、山腹崩壊危険地区が八万四千三百箇所、崩壊土砂流出危険地区というものが八万六千二百箇所ある、こう言われておられて、潜在的な危険箇所はこれを何倍も上回るものではないか、こう思つておるわけであります。

これらに対する財政負担は、農林業の予算を削減してみても、一方でふえれば国家財政という立場からすれば何も意味をなさないことになつてしまふ。さような意味で、そのようなことも前提に置いて農村と農業が持つ多面的な機能と役割について定量的に評価する方向づけをするための農水省内にプロジェクトチームを置くとか、あるいは研究調査のための予算措置をするとか、そういうことについてのお考えを、まず事務当局のお考えを最後に御尋ねをしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 先生のお話の流れに沿つて申し上げますと、先ほど具体的な数字をお話しした農林水産業の公益的機能の評価という問題は、昭和五十五年の時点におきます例えは大気汚染の問題とかそういうものに重点を置きつつ評価されたものでございまして、その場合におきましては、トータルで数字ではございまして、一つの歴史的な役割を果たしたというふうに考えているわけでございます。もちろん、農林水産業の持つ多面的な役割をそれぞれにきつめて評価の問題等々ございまして、これも先生御案内と思ひますけれども、技術会議に総合的プロジェクトということで、農林水産業が持つ国土資源と環境の保全機能及びその維持増進に関する総合研究として、二地域の流域でございまして、その中におきま

ます。

先ほど来お尋ねのように、農林水産業についての多面的な機能等につきましては、そういった研究等を踏まえて、かつまた先ほど御指摘の五十五年のデータというものを踏まえて、私どもその精度を高めていかなければならないというふうに考えます。さらにまた、農林業が置かれております多面的な役割といったようなものを、関係各省とも協力をいたしまして国民の方々に理解をしていただく、そういったような努力を傾けていかなければならないというふうに考えるところでございます。

○委員長(岡部三郎君) 時間がありませんので、簡単にお願ひします。

○上杉光弘君 時間が来ましたがこれで終わりたいと思ひますが、農林業の政策を強力に推進していくためには、何としても国民の理解と合意というものが得られなければならない。そのような考え方に立てば、国民に理解させる手だてとしては、農村が持つ、農業が持つ多面的な機能、役割というものを定量的に評価することであり、それを理解させることだ。どうしても定量化政策というものを強力に推し進めていたとしますと、提案をし、お願ひをして、最後に大臣の決意のほどをお聞かせをいただいて、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤隆雄君) 簡潔に申し上げますが、今ほど委員の御見識をいろいろ承りまして、特に国土保全関係、このことについてのお話もございました。いろいろ数字を挙げましたが、災害対策基本法、それに基づく地域防災計画、そういったものの中で関係各省庁が集まつて会議を重ねていくことは事実でございますけれども、なおまだ配慮をする必要がある。しかし要は教育でもあるということになると、文部省に対しても横の連絡をとりながら私どももやらねばならぬ、そういう感想を持つた次第でございます。

林野庁におきましては、学習指導要領にない部分を副読本として、山の持つ機能、そういうことについて教育部分での副読本を出しておりますけ

二番目の柱としては、技術面並びに経営面についての普及指導ということがございます。

三つ目には、生活面での総合的な普及指導、この中では健康面の問題等も非常に大きな要素として取り上げられているわけでございます。

また、四つ目には、各種の地域におきます農林水産業あるいは地域社会活動、そういったもの、あるいは先生のお触れになりました農業委員会農協等の方針決定の場への参画、こういったことと

が柱としてたわれているところでございます。
○刈田貞子君 私、農村で婦人たちが元氣を出す、非常に力を発揮するということで農村の活性化は大いに進むと思います。ぜひ農村婦人の対策についてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、大臣が所信の中でうたわれました土地利用型農業の体質強化を目指した構造改善を積極的に進めるといふことで、構造政策についてその基本だけを一部お伺いいたしてみたいと思います。が、五十五年の「八〇年代の農政の基本方向」、ここで六十五年までの十年間に農地の流動化九十万ヘクタールを出され、それから土地利用型部門の大規模農家三十万戸というような目標を立てられておるわけでございますけれども、この農地の流動化九十万ヘクタールというのは十年間で考えれば年間九万ヘクタールが流動しなければならぬということになります。

データの細かいのがないものですから、五十八年で計算をいたしてみましたが、五十七年がピークで、以降横ばいという感じのようなんです。五十八年のところで見ますと、有償移動で三万八千ヘクタール、それから農地法三条による賃借六千、それから利用権設定、つまり農用地利用増進法ですね、これでは四万、ここで合わせて八万四千が五十八年一カ年で流動した。そうすると、平均年間九万ヘクタールの流動化を予定しているということになると、五十八年がその目的に一番近く流動化が進んだのではないかとというふうに私は思うんでございます。

さらに、六十一年に出ました「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」、これによれば、さらに加速を加えて土地の流動化を図っていくことが非常に急務であるということを書いておられます。ね、ということ、基本的には五十五年の当初の目的どおりには移動していないと思われんですけれども、まずこの辺のところからお伺いいたします。
○政府委員(松山光治君) 農地の流動化を進めま

して農業構造の改善を図っていく、御指摘のとおり、大変重要な課題であるというふうに考えております。

最近の流動化の状況でございますけれども、五十八年の八万四千ヘクタールという数字のお話でございますが、大体その後の状況を見ましても、農用地利用増進法によります利用権の設定を中心といたしまして、年間八万五千ヘクタール前後の流動化量、こういう形で進んでおるわけでございます。

ただ、単年ごとの数字につきましては、期限切れになりまして更新するといったようなものも入ってございまして、そういったタブリを除去いたしまして大ざっぱに推計いたしてみますと、五十六年から六十一年度の六年間でネット移動いたしましたものが大体四十二万ヘクタール程度というふうに見込まれます。単年にいたしますと大体平均七万ヘクタール程度、こういう水準になるわけでございます。かなりの流動化の進展は見られるわけでございますが、今先生御指摘のございました「八〇年代の農政の基本方向」で想定いたしました年間九万ヘクタールという規模からいたしますと、その大体八割弱というのが現在の姿である、このようにお考えいただければありがたいと思います。

○刈田貞子君 私も、その更新の分とかあるいは作業受委託の問題とか、あるいはまたやみ耕作でしようか、何か数量的にあらわれてこないものも見ますと目的数値に近いものがあるのではないかなというふうな思われましますけれども、統計上はそういうものが出てきませんので、やはり当初の目的よりは少しおくられているのではないかなというふうな思っております。

問題は、量の問題よりは質の問題のことを考えなければいけないのではないかとこのように思っておりますけれども、流動化に際していわゆる中核農家、さっき言いましたように、当初の目的として大規模中核農家を三十万戸つくっていくということがうたわれているわけでありまして、農地の

流動化が中核農家への面的利用として集積されていかなければいけないわけですが、それが果たしてどうなのかということいろいろ数字を拾ってみました。と厳しんじゃないかと思うんです。例えば流動化奨励金ですが、交付の条件をいろいろ変えたりして御苦労なさっています。けれども、果たしてこれが規模拡大の確実な数値に結びついていくのかないのかという流動化の質の問題、このことについてはどう御認識を持っていますか。

○政府委員(松山光治君) どういう階層からどういう階層に土地が動いているか、こういうことでございまして、今手元にございまして農用地利用増進事業におきます賃借権の設定の状況、これを都府県について見てみますと、六十一年の場合で下層の方から上層の方に動いたものが全体動いたうちの六割強を占めてございます。下層に移動したというのもごくわずかでございまして、上層に移動した。あと残りの三割ちょっとが同一階層間の移動でございます。

その他、農地保有合理化促進事業によります面積移動などを見ましても、最近におきましてはできるだけ将来ともに農業を担っていただく人に使ってもらおうということで、いろいろ各地で御努力いただいております。これを反映いたしまして、上層への移動が多くなっているということは私も認識をいたしております。でございます。

絶対値の点についてはいろいろと御議論があるかと思いますが、例えば都府県の場合で五十五年に九万五千戸でございました三ヘクタール以上の層が、六十二年には十二万五千戸というように増加しております。こういうこともございまして、我々としてはなお努力を必要とする面が多々あるかとは思いますが、方向としては上層の方への集約化という点が進んでおるといふうに認識しております。これは私の考えなので、違つて

いたら違つたとおっしゃっていただいてもいいわけですが、私も、昨年の九月十六日の農業会議所の大規模稲作農家における水田小作料の実態に関する調査というのを見ていて、実勢小作料についてはかなり高いと答えている農家が二〇・四、それからやや高いと答えているのが三七・二で、これを合わせますと四七・七の農家が採算から見ても非常に高いというふうな小作料の問題を言っているわけですね。

現に、標準小作料から見れば三割高というふうなものもあるわけ、この辺のところを見ますと、例えば大規模農家が五ヘクタールのうち一ヘクタールを借りていた。そこに払う小作料は幾らになるか。米価も下がった、それから減反も進むというふうな中で、果たして採算のとれる小作料というのはどのぐらいのところを考えた方がいいのか。農家自身は二万五千円というような数値をこの中で出しています。希望の価格というのが出ていますけれども、果たしてどの程度の小作料が一番適正なのか。

私は、小作料が高過ぎるということも土地の流動化を阻む一つの事情になつていないかどうかということが知りたくて小作料の問題を取り上げたわけでございますけれども、これはいかがでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 小作料水準の見方についてお尋ねでございますけれども、借り手の方からいたしますればできるだけ安い方がいい、貸手の方からすればできるだけ高い方がいい、こういう性質の問題でございますので、なかなか一概に判断しにくい問題でございます。

農業会議所が行いました昨年の調査で先生御指摘のような結果が出ていますことは私も実は承知をいたしております次第でございます。

小作料の水準は地域によって大分異なっております。これは米の生産力の水準もございまして、それから農地の賃借の需給関係といったようなものも反映しております。でございますが、六十一年の米の生産費調査によりまして、一番

高いのが東北でございまして、十アール当たりで見まして約四万六千円。水田でございまして。ところが、東海になりますれば二万円というような水準になっていくわけがございまして。平均で三万六千円の小作料水準。これは農議所の調査も大体そのあたりの水準になっておったかと思ひます。ちなみに、標準小作料の平均水準は大体二万七、八千円が平均でございまして、それを上回っておることは事実でございまして、その標準小作料と実納小作料の開きぐあいが最近だんだん縮まってきておるといふのが一つございまして。

同時に、今度支払い能力という点からいまして、米でどれぐらゐの土地収益を上げておるかというところを生産費調査から見ますと、規模の大きいものほど土地純収益が大きいという関係があるわけがございまして、六十一年度の調査結果から見ます限りでは、一・五ヘクタール以上の層では、土地純収益がそれぞれの層において支払っておる実納小作料を支払い得る、それを上回る土地純収益を上げておるといふのが現在の状態でございまして。

なお、流動化との関係について申し上げますれば、調査によりましてはやはり小作料の給みがあるよという答えもございまして、むしろ大層は貸し手がなかなかないんだとか、土地基盤整備がもうちょっと進まないから引き受け手がいないんだとか、そういうふうな答えをしておる場合が多いわけがございまして、そのあたりのところを考えた場合に、この政策を進めていかなければいかぬだろう、このように考えておる次第でございまして。

○刈田貞子君 農水省の一つの目標としては、規模拡大は十ヘクタール規模を考へ、北海道で二十五ヘクタール規模というふうなことを考へられておるわけですね。そうすると、十ヘクタールの規模拡大に対してやはり小作料はできるだけ安い方がいいわけですね。まして米価引き下げムードがますます濃くなっている中で小作料だけが下がらないというやっぱり農家の生産意欲が落ちて

いくんじやないかな、規模拡大意欲が落ちていくんじやないかなというところが一つ。それからもう一つは、実勢小作料が標準小作料よりも高い、三割も高いというような実態はそのまま農産物のコストにもかかっていくわけですね。そうすると、どうしてもコストの引き下げということにはつながつていかないというふうなこともありまして、この小作料の問題はこんな少ない時間でちよばちよばとやる課題でないの、また時を改めて私は細かくさせていただきたいと思ひますし、これも今後やはり考慮していかなければならない大きな要因ではなからうかというふうに思つておりますので、一応希望を申し上げておきます。

それから次に、構造政策については新しい立法化を考へておられるようございまして、けれども土地利用型農業における中核農家の育成、それから具体的な施策としては土地の流動化の推進というふうなことを図つていきますと、そこに当然出てくるのは、中核農家でない農家はどうかという問題が出てくるわけですね。いわゆる兼業農家と称する方々でしようか。これはどうするかという話が出てくるわけですね。けれども、兼業農家といつてもやはり農業生産者としての顔を持ち、あるいはまた地域経済の担い手としての顔を持ち、あるいはまた一般労働者としての顔もある。どの顔に光を当てるかによってその兼業農家に対する考え方というのいろいろ出てくるわけだと思ひますけれども、一体この兼業の農家と称するこの方々をどういう位置づけに今後していこうと考へておられますか。

○政府委員(松山光治君) 御案内のように、兼業農家と申しましてもいろいろ農家があるわけがございまして、片一方の極には、非常に安定的な兼業に従事しており、もうほとんど農業に依存しておられない、むしろ労働力その他の事情からすればだれか適当な人がおれば預けたいなというふうな人がある反面、第一種兼業農家の中には相当しつかりした労働力も持ちまして、むしろ地域の

農業の担い手たり得べき人もおられるわけがございまして。

したがいまして、各地域の実情を見ながら、兼業農家につきましての就業機会の安定ということに心がけながら、できるだけこれから中核的に担つていただく人に農地の利用を渡していっていただくといったようなことが一番望ましいわけがございまして、御指摘のようになかなか厚い層で中間層といったようなものが存在するわけがございまして。そういった方々も含めての地域農業のあり方といったようなことを考へてまいりまして、やはりそういった兼業農家層も含めまして地域としての効率的な生産単位の形成、こういう課題も十分頭に置いた対応をしていかなきゃならぬのではなからうか、このように考へておる次第でございまして。

現に、地域の実情に応じまして、例えば中核農家が機械作業、基幹的な作業を担当する、兼業農家がその他補完的な労働に従事するという形で作業単位としては相当能率的な形で営農をやっておる事例も間々あるわけがございまして。これらのどのような道を選んでいくかということとは、ひつきよう各地域におきます自分の村の農業を将来どう考へていくかといったようなことと密接に関連するわけがございまして、私もといたしましては、そういった各地域における健全な農業の発展が行われるようにできるだけの条件整備に努めていきたい、このように考へておる次第でございまして。

○刈田貞子君 ですから、仮にも制度によつて二兼農家を云々というふうなことはならないんで、そこに住んでいる人たちの合意によつて、あるいはまたその農地の条件あるいは労働市場というふうな問題を考へながらやっていかなければならないものじやないかなというふうには私は思ひます。ものですからこんなお尋ねをしたわけですが、これも構造政策の中で大きく考へられていかなければならない課題ですので、これからさらに機会を得てこれも質問を重ねてまいりたいと思ひます。

が、少し勉強したところでは、兼業農家というものの定義が大分変わつてきているように思ひます。それから諸外国でも兼業農家というものに関する考へ方が相当変わつてきているというふうなことを少し勉強いたしましたので、この次にまた御披露したいと思ひます。

それから、大臣にお伺ひしますけれども、所信で構造政策のことについてお触れになられましたわけですが、日本の国土をどう有効的に利用していくか、それからまたどんな農地をつくっていくのか、そこにどんなものを植えていくのか、そこでどんな経済効果を上げていくのか、あるいはその中でどんな人の暮らしをつくっていくのかというものはすべてにかかわる問題で、構造政策といつても非常に遠大な課題ですよ。だから、かなり大きな漢とした一つの英断が必要であると同時に、例えば小作料の問題一つとりましても非常に難しい問題が絡んでいきますね。

私も、小作料の問題に大変関心を持って調べてみました。ただ単に権利の調整をすればいいというものではないというところを感じました。例えば水利費はどうするのかとか、それから六〇％は未整備であるというところの我が国の農地を整備しながら流動化させていくには一体どういふふうな考へていけばいいのか、その費用負担なんかどうするのかとか、非常に細かいことが絡んでくるんですね。だから、同じ構造政策といつても、ある意味では大きな英断が必要な部分もあり、そしてある部分では大変にきめ細かな個別作業だといふふうにも思ひます。そういうものをからけてこれから我が国の構造政策を進めていくに当たつて、有効な土地利用あるいは優良農地を集めるというふうなことも含めてどういふお考へをお持ちになるのか。もちろん構造政策推進会議ですか、というふうなものがあるが、各機関、機能と連携をとりながらいろいろ進んでおるようございまして、大臣のその点の所信を改めてお伺ひいたします。

○国務大臣(佐藤隆君) 今委員おっしゃる通りに、

構造政策と一口に言っても多面的な分野にわたるわけでございます。一口ではなかなか言い切れない。例示すれば、今もちょっとお触れになりましたが、排水の負担の問題はどうなのか、農山村における農山村における生活環境の変化によって生ずる問題も出てくれば、あるいはかつて苦い経験をした都会におけるスプロール化、そういうふうなものは農山村にはそれほどございませぬけれども、大都会におけるそういう問題、これもやはり構造上の農山村のみならず、農山村のみならず都会における市街化区域内あるいは調整区域内、これをどうするかというような問題やらもういろいろな問題があるわけですね。

ですから、そういう中であつて社会的な側面が余りにも大きい中で農業を営む者、それから農山村で生活をする農家、農業者と農家、これをどう分類しながら構造政策と結びつけていくか、こういうこともまた必要でございまして、本日に挙げれば切りがないぐらいますに混住社会の中に今日の農業者があり農家があるということになるわけでございます、非常に難しいわけでございます。

しかし、効率的な農地の利用、おっしゃるやうにそれを考えていかなければ食糧政策の基礎である農業は進まぬのでありますから、そういう意味において私もそれはそれぞれの地域における実態というものを特に重視しまして、そこにはまた雇用に及ぶ問題も出てまいりますし、地域の現実性、そういうものを頭に置きながら構造政策をきめ細かく配慮していく。大きな問題のとらえ方としては混住社会の中に日本農業を、また食糧政策をどう生かしていくか、まさに地域農政にかかわる問題でもある。こういうことで、大きな観点とそれからきめ細かな観点と二つ組み合わせながら努力を続けていく、こういうことにならうかと思ひます。

またその一方、財政上の問題がある。しかし、それはどうしてもやらねばならぬというのは財政当局に理解をしてもらつて、我が方は予算づけ等を進めていかなければならぬ、こういうふうに思つております。

○刈田貞子君 次に、農産物貿易問題について伺ひたいんですが、先ほど同僚委員の中からガット裁定後の十品目の問題についてお尋ねがございましたが、私もそのことについてぜひ伺ひていただきたいわけですね。

八品目の自由化を事実上受け入れたということ二月一日、その受諾後同時に農産物自由化関連対策検討プロジェクトチームをおつくりになつたわけですね。先ほど伺ひますと、その中身についてはまだ鋭意検討中であるということなんですね。そこで、いつまで鋭意検討するんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 現在、いわゆる十二品目の問題に関連いたしまして今後の対策を検討しております農産物自由化関連対策検討プロジェクトチームでございまして、この作業については先生御指摘のとおり二月の初めにつくらしていただいたわけでございますが、いわゆる八品目のそれぞれの関連という個別の問題もございまして、それから具体的に国境措置の問題もございまして、さらに国内対策といったような問題につきましても、農家の生産対策あるいは流通対策を含めまして幅広く検討するといったようなこともあり、現在鋭意検討しておりますが、現段階におきましてはできるだけ速やかというところで作業を進めていくところでありまして、具体的にいついつまでというところを申し上げる段階に今まだ立ち至っておりません。

○刈田貞子君 そういたしますと、いついつまでという期限を切らなくても大丈夫なだけの余裕が対アメリカとあるということですね。

○政府委員(浜口義廣君) この対策の内容は、先生御指摘のように対外問題との関係もございまして、そういう意味でいついつまでという具体的な問題をここで詳細、具体的に答える段階には立ち至っておりませんが、できるだけ速やかに作業を急ぎまして対策の内容を固めていきたいというふうに考えております。

○刈田貞子君 先ほど同僚委員の中からも出てお

りましたけれども、八品目の農産物に関してはできるだけ早く国内対策を打ち出していただく、そのことが農民を安心させることにつながるんだからというお話がございましたけれども、私どもも党として大久保書記長を中心にして沖繩のバインの緊急視察を行ったわけでございますけれども、その中でも現場の状況がなかなか自分たちで把握できない、一体いつまでこういう状況が続くのか、そしてその対策はどうなるのか、そのいかにによつては我々の農作業もこれから違つていくんだというふうなところまで非常に切実な要望が出ておるわけでございます。

ですから、できるだけ早くというふうにおつしやられても、現場の農民は非常に困ると思ふんですね。そのところを私は大変遺憾に思ひます。これは鋭意検討して中身がだんだん固まつてきているだけでも、国際上の問題もあるから今それが発表できないという段階のものなのか、やっぱまだまだ懸念に協議を待っている段階なのか、そういうところをもう一度確認したいんだことが一つと、それから自由化を拒否した二つの品目、粉乳それからでん粉、これについては今後見返り措置を提供するというところでアメリカと協議に入るというふうなことを伺つてはいます、いわゆるこの見返り措置、これについてはどのように考えればよろしいんでしょうか。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘の前段につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど来申し上げておりますように、この対策については一つは関係方面との折衝といひますか、具体的にいろいろ沖繩の点を提起されましたけれども、そういう方々の御意見といったようなものもこのガットの裁定までに具体的にあらは公然とはお話を伺つていないという状況でございます。そういう意味において関係者の方々から十分いろいろな対策の御要望、御要請というものが聞けなさいけないという点が一点あります。それからもう一点は、対外的に自由化の問題を

どういうふうにしていくか、移行措置の問題をどうするかというものの関係がございまして、ただいま先生が御指摘のとおり、農家の方々に不安がないように私どもでできるだけ早く各方面からの検討を行った上で対策を樹立していきたいというふうに考えているところでございます。なお、後段につきましては経済局長からお答えさせていただきます。

○政府委員(眞木秀郎君) ただいま御提起ございましたように、乳製品とでん粉につきましては、輸入数量制限の撤廃は、ガットの今回の裁定受け入れにもかかわらずこれを行わないという方針で臨んでいるところでございます。

そこで、ガットの勧告を受けても数量制限の撤廃を行わないという場合には、相手の利害関係国に対抗措置をとるというふうなこともガット上の手続で認められておりまして、そのような可能性があるというところは否定できないわけでございます。

ただ、我々といひましては、このような問題が提起された場合におきましても関係国——そういう問題提起をした国との間で現実的、実質的に解決されるよう努力をしたいと考えているわけでございます。

先般、先ほど答弁ございましたプロジェクトチーム等をつつて国内対策あるいはまた国境措置等について検討を始めておるといふこと等を含めて、アメリカに今後の取り運び方につきまして説明をいたしました際にも、その二品目につきましてはアメリカとの間ではこの貿易の実態はほとんど米側から輸出がない、非常に少ない量であるといふことも踏まえて、我々といひましては代償は必要はないと考えるといふことを申しただけでございますが、アメリカ側は代償が必要であるといふような応答がございました。

こういうものも含めて、今後アメリカ等の関係国といひますと話し合いをして理解を求めていくというプロセスに入っていくことになるわけでございます。

○刈田貞子君 私、もつと時間があると思つたら時間がないので、ちょっとはしよつてしまひますけれども、今のお話についてもまだ言ひたいこといっぱいあるんです。

もう一つは、今回のガットの十品目を事実上は認めたということが今後の、今スチージが變つてきている牛肉、オレンジの問題についてどういう影響性を持つかということを一つ伺ひたいわけでございますけれども、四年前の山村・ブロッツ会談の前にもやつぱり十三品目のガットの問題が取り上げられて、それが牛肉、オレンジ交渉に連動していったように私は思ふんですね。梓拡大ということでおさまつたわけですが、あちらの意図するところは、必ず同じ時期にこのガットの

問題、いわゆる農産物の自由化とそれからこの牛肉、オレンジ問題を連動させてくるように思えて仕方がないわけですが、このたびもまたガットの十二品目をバネル裁定にまで持ち込んだということ、その影響が次の牛肉、オレンジ交渉にどう響いてくるのか。万が一日本が期限を明示しない限りアメリカはテーブルについてこないというような場合に、そのまゝ三月三十一日期限切れになつた場合に、アメリカはこれをガットに提訴するといふようなことになりまして、さきの八品目ないしは十品目の解釈がそのまま牛肉、オレンジに当てはめられるといふふうに考へるべきなんだと思ふんですが、この辺はいかがでしようか。

○政府委員(眞木秀郎君) 十二品目につきましてのバネル報告書でございますが、これはあくまでも十二品目のそれぞれの輸入制限措置をめぐる事実関係等に即しまして、この問題についての日米両国間の紛争を解決するといふ観点から作成されているわけでございます。したがつて、これが直ちに内容等について先例となり得べきものではないと考えておりますし、また個々の解釈の問題がある点につきましては、ガットの理事会でも我が方としてもその旨の発言をいたしておるところでございます。

ただし、ただいま委員御指摘の点は、たまたま

前回の牛肉、かんきつ交渉と、十三品目と当時申しておりましたが、そのときの問題の扱いは牛肉、かんきつが一応梓の拡大ということでは決着を見て、十三品目もそれに続いて同様の解決を見た、一部分的な自由化はございましたけれども、そういうこととの関連で相手方がどう出てくるかという点にむしろ焦点を当てた御質問だと思ふわけでございます。

この十二品目問題につきましては、御案内のような取り運びとなつておるわけでございますけれども、牛肉、かんきつにつきましてはこれからやはり何とか交渉のテーブルに着いて、我が方は我が方としての理解を求めて決着を図つていきたいという態度でございます。

アメリカ側としては、それがもし不調に終わる場合にはガット提訴といったようなことも言つてゐることは確かでございますけれども、我々といひましたしはあらゆる状態を頭に置きながら、あくまでも二国間で解決をするということに向けて努力をしてまいりたい、このように考へておるわけでございます。

○刈田貞子君 最後です。時間がありません。大臣にお願いをしておきますけれども、牛肉、オレンジ交渉については牛肉の問題についてかなり話題が多く焦点が当てられてゐるうちに私は思ひますけれども、かんきつ農家の現状というのは大変深刻な状況にあります。そして、かんきつ、オレンジの自由化というものは、これはとりもなおさず、それを自由化したときには日本の果樹農家すべてに影響が及んでくる実は大きな課題を持つてゐるといふふうに私思ふんで、牛肉にとかくウエートがかけられがちでございますけれども、かんきつ農家に対する御配慮もぜひよろしくお願いしたいといふふうに思ひますので、終わりにいたしますが、御答弁をお願いします。

○國務大臣(佐藤隆君) 牛肉、かんきつと、それから十二品目問題は、よつて来る経緯、次元が違ふわけでございます。ですから、これは別々の問題である。しかし、たまたま今また議論が重なつ

ている部分があるということにおいて非常に難しい見方をされる、当然のことだと思ひます。しかし、今経済局長から御答弁申し上げましたように、これは分けて進めております、こういうことをひとつ申し上げておきたいと思ひます。

また、牛肉、かんきつの問題は、山村農相時代の問題をいろいろの方がしばしば引用されるわけでございますけれども、それより随分前に実は当時の農林省、中川一郎農林大臣のときに中川・ストラス会談、これによつて始められた経緯もございまして、随分時間はたつておりますけれども、依然として牛肉には牛肉、かんきつにはかんきつ、この問題について難しさがございまして、自由化は困難であるという難しさは依然としてあります。

そういう中であつて、お尋ねは牛肉の方にちよつとウエートがかかり過ぎてゐるのではないかと、これはだれがそうウエートをかけてゐるのかよくわかりませんが、あるいは一部の報道でそういう認識を持たれたとするならば、私から報道のことについて、その見方についてここで論及しようとは思ひません。我が方はそれぞれ別々の難しさを持っております。この二つは自由化困難である。そして早くテーブルに着いていただければ私も率直な話し合いを進めてまいりたい、こういうことで対応をしておるところでございますので、牛肉、かんきつについて、おっしゃるような、どっちが軽くてどっちが重いという仕分けは絶対にいたしておけません。

○鎌山博君 我が党は、今までしばしば日米諮問委員会の報告あるいは前川レポートを取り上げてきました。この二つの文書は、日本の農業がどういふ筋道で破壊されていくのか、この基本的な方向を示しているからであります。

前川レポートは、米は日本で作るよりか外国から買った方がいい、こういう言い方をしてゐます。政府は、米の輸入自由化はしないと言つてゐますけれども、今のアメリカ側の動きを見ておりますと、米の自由化に対してさまざまな圧力が加えられてゐる感じがいたします。

もう一つの日米諮問委員会の報告、これは日本の農業の将来像として、米とか麦とか牛肉とか酪農などの生産はアメリカに任せればよい、日本国内では果樹、野菜、草花、鶏、豚などの小家畜などをやればよいではないかといふような言い方をしています。全く日本の農業を破壊する方向が提起されているわけですね。

大きな目で見ますと、日本の農業が日米諮問委員会の方向あるいは前川レポートの目指している方向に急激に動いてゐるといふような気がしてなりません。

この二つの文書について農水大臣はどのような理解の仕方をしているのか、まず聞かしてください。

○國務大臣(佐藤隆君) 今、前川レポートそれから日米諮問委員会のことを引用されて、前川レポートでも米まで云々といふお話がございましたが、前川レポートに「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」と項目を挙げておられるその中には、「基幹的な農産物を除いて、内外価格差の著しい品目については、着実に輸入の拡大を図り」と記されております。米でも何でも前川レポートが自由化せよと言つてゐるふうには承知をしておらぬのでございますが、ひとつその点を御理解を賜りたいと思ひます。

また、日米諮問委員会のことについても触れられておるわけでございますけれども、私どもは今の農産物貿易問題、これについてはニューラウンド、ウルグアイ・ラウンドにおける新しい一つのルールづくりをまずしようといふことで、積極的にこの議論に参加貢献をしようと思つておりますし、その状況も踏まえながら、農業の健全な発展と調和を図るということを中心として適切に対応してまいりたい。アメリカからすべての農業が破壊をされつたといふ認識にはどうも立ちにくいのでございまして、もつとはつきり言わせていただければ、おっしゃるようなことであるとするならば、私どもは日米交渉に臨む値打ちがないといふことになりまして、そんなことではないといふ

うことを率直に申し上げさせていただきますと思
います。

○諫山博君 この二つの文書は、農業に対する補
助政策などはやめて、日本の農業を自由な国際競
争の場に立たせたいという方向だと理解いた
します。そうすると、残るものは残るだろうし、つ
ぶれるものはつぶれるだろう、これが基本的な底
流として流れていると思います。つまり、競争の
弱者がつぶれるのは経済法則上仕方がないでは
ないかという基本的な考え方です。

これでは、日本の農業がつぶされていくのは避
けられないと思いますけれども、そういう方向だ
とは御理解しておられませんか。

○国際大臣(佐藤隆夫) 今、決して委員の言葉じ
りをとらえて言うわけではございませんけれども、
も、経済原則からすればかくくしかじかなるで
はないかという疑問でございます。

私も、基本的な農産物、また農業政策全般
について言いますれば、経済合理主義では割り切
れるものではないという考え方を持っております
ので、そこにまたちよつと認識のずれがあるの
ではないかなと、率直に今御質問をいただきまし
て感じておるところでございます。

○諫山博君 農業を国際的な競争の場に投げ出す、
こういうやり方がいけないことはもちろん明らか
で、今農水省が全面的にそういう立場をとってい
るとは私には思えません。そのためにガットとい
ろいろ努力されているとは思いますが、ただ、大河
原駐米大使は前川レポートの基本的な性格につ
いて、政府の介入によるのではなく市場原理に
基づいて産業構造の転換を図ろうとするものだ、
そしてこれは工業分野だけではなく農業分野に
まで当てはめようとしているというふうに理解し
ていますけれども、そういうのがアメリカ側の基
本政策だ。しかし、これにどういう対応をするの
かというのがまさに日本政府の直面している問題
だというふうに思いますが、その点は違ひますか。
○国務大臣(佐藤隆夫) おっしゃる通りに、日本
だけではなくて各国とも農業政策には苦勞をして

おる現実をお互いが承知しておるところでござ
います。米国におきましても、ソ連におきまし
ても、あるいはEC諸国においても、この我が日本
においても、苦難の、苦悩の道を歩んでおること
は事実でございます。そういう中であつて今日ま
でとられてきたいわゆる保護政策というものをど
う見直すか。例えば米一つとらえましても、午前
中の質疑にもありましたように、流通の改善はい
かがあるべきか、そこにも踏み込んで我々は改善
を加えていかねばならぬ、そういう努力はしなけ
ればならない。

しかし、先ほども申し上げるように、経済合理
主義で割り切れるものではないという基本を頭に
置きながら、我が国には我が国の食糧政策がある
ということもちゃんとわきまえた上で交渉に当た
りつつある、当たってきたし、またこれからも当
たつていく、こういうことでございまして、ア
メリカの言うとおりになつておるといふような、
破壊されていくんだという前段のお話にはなかな
か、それもそうでございますがとは言いにくい、
言えない感じがございまして。

○諫山博君 農業基本法が制定されて二十数年た
ちました。当時は選択的な拡大という言葉が流行
して、果樹、畜産が奨励されております。あの農業
基本法制定の当時、中核農家、自立経営農家を育
てるといふことが強調されましたけれども、統計
的に見ると、一九六〇年当時、いわゆる自立経営
農家の数が約五十二万戸、現在ではこれが二十二
万戸程度に減つてはいるはずで、農業基本法のも
とでこういう事態になるというところは初めから予
想していたのか、それとも農水省として予想しな
い結果になつてはいるのか、この点どう理解して
おられますか。

○政府委員(浜口義晴) 先生御指摘の、農業基
本法の考え方がどういふふうに見現してきたの
か、それから具体的にどういふふうな状況になつ
たのかとの評価の話でございます。
御案内のとおり、農業基本法はいろいろ戦後に
おきます食糧生産、そういったようなものを前提

にした曲がり角におきまして、農業の生産性の向
上と並びまして、農業従事者と他産業従事者との
生活の均衡を目標として掲げたわけでございま
す。このため、農業基本法におきましては、農業所
得のみによつて他産業従事者と均衡する生活を営
み得る家族経営としての農業経営の自立経営とい
う概念を掲げまして、できるだけ多くの家族経営
が自立経営になるように育成すべきだという政策
目標を掲げたところでございまして。

この制定当時、昭和三十六年でございまして、
自立経営の育成は、技術の進歩等農業内部の条件
もあつたわけでございまして、その後におきま
す高度成長といふものが、その後のいろいろな経済
状況、社会的状況によりまして、基本的には就業
構造の改善というふうな面におきましての条件を
踏まえまして、先生御指摘のとおり、具体的な私
どもの公表しております白書等によりましてそれ
を戸数に置きかえますと自立経営の数がいったも
のは伸び悩んでいるという状況にございまして。た
だ、これにつきましては、農業基本法が先ほど私
が申し上げましたような目標を掲げた点に着目い
たしますれば、例えば農家の一人当たりの所得と
勤労者の所得というものにつきましてはほぼ拮抗
するところまで来た。もちろんこの場合におきま
しては、兼業農家の方々、そういったものを包摂
した農家の所得ということではございまして、そ
ういふ形で実現が図られてはいるという面がありま
す。さらにまた、選択的拡大といったようなこと
で需要の動向に即応いたしまして多様な供給を
行つてきたというものも、戦後の農業と申しま
すか、あるいは基本法農政の成果だといふふうにも
考えられるところでございまして。

なお、そういう中におきまして、所信の中で大
臣からも申し上げましたとおり、土地利用型農業
といったものにおきまして規模拡大の道がなかなか
困難に差しつかつてはいるという状況にございま
すので、私どももいたしましては、先生のお話にも
ありましたように、自立経営農家のみならず多くの
担い手、これは中核的担い手という言葉も使わ

せていたこともございまして、そういう担
い手の育成に取り組みまして、今後とも農業を取
り巻く厳しい状況に對し農業生産の体質強化を
図つていかなければいけない、あるいは農業者の
生活の安定に重点を置いて対応していかなきゃい
けないというふうな考えるところでございまして。

○諫山博君 私が知つたのは、政府が育
てると言つた中核農家が農業基本法のもとで半分以
下になつてはいる、これは初めから予想していた事
態か、それとも予想しない結果になつたのかとい
うことでございまして、この点はどうですか。

○政府委員(浜口義晴) 今お話しの中核農家
というお言葉をお使いになりましたけれども、私
ども広い意味での担い手といったような段階で中
核的農家という言葉を使つてまいつたこともござ
います。そういった中で見ますと、中核的農家の
生産が総生産に占める割合といったようなものは
かなりのウェイトを占めてきていると思ひます。

ただ、言われるところの自立経営という農業だ
けの経営を行つていらっしゃる方々のシェアにつ
きましては、六十年度の段階で五・三％になつて
いるという事実がございまして。ただ、これにつ
きましては、例えば五十六年度の段階でも四・九％とい
うようなことでございまして、あるいは五十七
年の数字を引用させていただきますと、四・五％
といった数字でございまして、それに比べます
と、ここ六十年度の段階の数字はそれを上回つて
いるといふような状況になつております。

いずれにいたしましても、農業の担い手として
どういふ層を考えていくかという問題につきま
しては、土地条件であるとかあるいは経済条件であ
るとか、そういったような中から新しい理想像と
いふものを構築していかなければならないといふ
ふうに我々考えておるところでございまして。

○諫山博君 私たちは、農業というの日本の食
糧を安定的に供給すると同時に、農業に従事する
農民、とりわけ農水省が推奨してきた中核的な農
民の経営が安定する、農業から排除されるような
事態が生じない、こういうことが必要だと思つて

いるわけです。

今の局長の説明では、農産物がちゃんと安定的に供給されているということ強調されましたけれども、その中で次々に農民が農業から離れざるを得なくなっているという事態は余り説明されなかったようですけれども、そういう事態は起きていません。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御質問の、農業基本法の役割といいますが、農業基本法の機能といったようなものにつきましては私は先ほどのようなお話を申し上げたわけでございます。

一つの担い手という形でいわゆる自立経営といったものも農業基本法の中に書かれておりますが、そのほかにも協業といったようなことにつきましても掲げておりまして、そういうものと相まちまして日本の農業を推進していく、その方々の担い手としての役割を推進していくというものが農業基本法の考え方であらうと思っております。

なお、先生御指摘の農家の移動がなかったか、日本の農家の方々がほかの方へ移っていった事実かどうかという御質問でございます。

これは戸数の上からいいますと具体的な就業人員の上からも、先生御指摘のとおり、三十六年からの間におきまして日本の農業の中から他産業の方へ移動が行われて、具体的には日本の農家という数も減少をしている、就業人口も減少しているということは事実でございます。

ただ、私が申し上げておりますのは、戦後のいろいろな農業を取り巻く状況に際しまして、担い手の育成といったようなことが日本農業の根幹であるというふうな思想に基づきまして、一つは自立経営の問題、それから先生も言葉をお使いになりましたけれども、中核的担い手といったような形で農業の主要な部分をその方々に担っていたのだ、こうという施策をこれまでも続けてまいりましたわけでございますし、今後ともそういう方々に対して、日本の農家の生産性の向上を図りながら、

国民の納得される価格を維持しながら農業の生産を展開していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○諫山博君 多くの農民が農業から離れるのは、好んで離れるのではなくて、農業をやっているから離れるんだということをぜひ理解していただきたい。本日は農業をやりたいけれども、農業では食っていけないという状況の中で中核的な農家の数が減ってきたわけでは、

ところで、当面のガット・パネル裁定の問題ですけれども、これを受諾しないと国際的に孤立するとか、国際的な信義上受諾せざるを得なかったというふうな言い方がされておりますけれども、農水省の立場もそういうことですか。これ大臣お答えください。

○政府委員(眞木秀郎君) 本件につきましては、昨年十二月の理事会におけるガット総会におきまして議論あるいはまたその後の今般の二月の理事会におけるやりとり等を見ましても、本件につきましては最初我が国が部分採択を求めたのに対し、すべての国がやはり全体採択に賛成するかまたは反対をしなかったという事実がございます。ガットという国際条約に加盟をしているということ、そこにおきましてガットの紛争処理手続の尊重というところがやはり強く求められたわけでございます。

この中にありまして、我が方といたしましては、ガットの勧告の中に含まれております法理解釈といったものを十分に検討した上で、八品目についてはこれを受け入れざるを得ない、二品目についてはその条文解釈等に賛成することができないということを明確にした上で全体の受け入れを行い、かつ二品目についてはこの自由化を行わないという方針で今関係国の了解を求めておるとい状況でございます。したがって、今のような考え方に立って農林水産省といたしましてもぎりぎりの選択をしたということでございます。

○諫山博君 これを受けなければ農業分野で何か不利益が及んでくるのでしょうか、この問題に

限って説明してください。

○政府委員(眞木秀郎君) 農業部門について受け入れなかった場合不利が起るかということでございますが、ガットの場におきまして日本の立場というものは、農業部門あるいはその他の部門も含めて全体的にはやはり判断されるべきものでございまして、その中の農業部門だけで不利かどうかあるいは有利かということにつきましては、判断が非常に難しい問題だと考えております。

○諫山博君 今、ガット問題で日本の農民は工業の犠牲にされようとしている。日本の農民は大企業にえにえにされるのかというような声が出ております。だから、私は農業分野で何か不利益が及んでくるのかと問題を絞って質問したんですけれども、何か不利益が及んでくるとすれば、それは農業分野ではなくて、他の問題だということに理解していいですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 我が国の農業分野なり農業部門の問題につきましては、外から見た国際的な問題と日本の国内の問題があらうかと考えまされども、農業分野なり部門というものが国際的にもあるいは国内的にもコンセンサスが得られた形の中でこれを進めていくということが今後の農業政策なりそういうものを進める上において大変重要な問題であると考えます。

○諫山博君 結局、農業分野で日本の農民にどういふ不利益が予想されるのか、この点には触れられませんでしたけれども、ガットの裁定を受諾せず最後まで拒否して報復措置が行われた国際的な事例があるそうですけれども、どういふ報復が行われましたか。

○政府委員(眞木秀郎君) ここに細かい資料を持っておりますけれども、かなり前でございますけれども、アメリカとオランダの間で、米国の乳製品の入制限についてオランダがガットのパネルに問題を提起いたしました。アメリカに不利な結論が出た、それに対してアメリカ側がその輸入制限を解かなかつたということで、オランダがガットの

小麦製品等について一定期間その輸入を制限したという事例があったと記憶いたしております。

○諫山博君 アメリカがガットの裁定を受諾せず報復措置を受けたという御説明ですけれども、その報復措置というのはアメリカからの農産物の輸入を制限するという形で行われたわけですか。

○政府委員(眞木秀郎君) そのように記憶いたしております。

○諫山博君 日本がこういう報復措置を受けるとして、日本の農産物の輸出をアメリカ側から制限されるというふうな条件がありますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 日本もそれほど金額、数量多くはございませんが、いろいろな農産物をアメリカに対して輸出はいたしております。

○諫山博君 眞木経済局長の従来の当委員会での答弁を聞くと、日本は外国からたくさん農産物を輸入している、ほとんど輸出はしていない、こう言っているでしよう。発達した資本主義の国で日本のように一方的に輸入ばかりしている国はないと言われているでしよう。そうすると、日本からの農産物の輸出が報復的に制限されるというふうな問題は起こり得ないじゃないですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 日本から外国に対する、例えばアメリカに対する農産物の輸出が報復をされるということがあるかどうかという御質問でございますけれども、非常に仮定の上に立つた御質問でございますし、もし日本なり一國が受け入れたガットの裁定を実施しない、あるいはその前に受け入れなくても拒否をしたということによって対抗措置をとるといった場合にはこれまたガット上の手続が必要になりますし、そこでの議論を経て行われるわけでございます。

今そこで、いきなり他國に対する日本の農産物輸出が云々というのは余りにも仮定の上に立たれたお話をさせていただきますので、明確な答弁という形では差し控させていただきます。と思います。

○諫山博君 日本がたくさんの農産物を輸出しているんだら仮定の問題だから答えられませんかという答弁も納得できませんけれども、ほとんど輸

出してないわけでしょう。だから、少なくとも農産物に対する対抗措置ということは日本の場合あり得ないというふうに思いますけれども、農産物以外の品物でガットの裁定を拒否したために報復的に制限を受けた例がありますか。例えば農産物のガット裁定に従わなかったために工業製品の輸出が規制されたというような例です。

○政府委員(眞木秀郎君) ちょうどここに細かいデータを持参しておりますが、今のところそういう例は余りなかったように思います。

○諫山博君 余りなかったではなくて、全くなかったでしょう。どうですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 資料を持っておりませんのではつきり答えなかつたわけでございますが、記憶しているところではございません。

○諫山博君 眞木経済局長は当委員会でのような説明をされております。アメリカはウエーバー条項を持って農産物の輸入を規制している。EC諸国は課徴金の制度を持って事実上輸入制限の役割を果たしている。これと対応する形で日本は農産物の輸入制限品目を持っている。三つの国を挙げてそれぞれ農産物の輸入制限に国として規制措置を講じていることを述べられました。私が理解したような理解の仕方ではないでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) ただいま御提起されましたように、アメリカもウエーバーのもとで十四品目の輸入を制限しているわけでございます。また、ECは主要な農産物につきまして可変課徴金という形の制度を持っておりまして、現実的な効果としてかなり制限的機能を行っております。ただ、これにつきましては我が方との制度との関連で言え、それぞれが実質的に公平性の観点から見ても非常に問題がある。特にアメリカのウエーバーにつきましても、これは我が国だけではございませ

んけれども、各国からその指摘をして不当性を問題にしておるわけでございます。

ただ、今委員御指摘の点に加えて私が申し上げておるのは、アメリカのウエーバーにつきましてもガット上二十五条の規定に基づいて与えら

れた合法的なものではございませんし、ECの可変課徴金につきましても、いろいろ批判はございませ

すけれども、ガット上違法であるということにはなっていないわけでございます。そういう点で我が国の制度は十一條の例外規定との整合性の観点からやはり問題に付され、今回その幾つかのものについて御案内のような裁定が出された、こういうことではございません。

○諫山博君 局長の答弁を私は會議録で読みまして、アメリカもEC諸国も日本も自国の農業を守るためにいろいろ輸入制限の措置を講じている。何となくそこで三極のバランスができてい

るような理解をしたわけですが、今度はアメリカはウエーバーを撤回しようとはしていない。EC諸国も課徴金制度を放棄しようとはしていない。日本だけが輸入制限品目を、十一條とかいう説明もされましてけれども、日本だけがこれを今大幅に改めさせられようとしている。

そういうことを考えると、裁定を受け入れなくていいじゃないですか。なぜこれを最後まで断り通せないんですか。それが私には理解できません。農業の他の分野で日本の農民に大変な仕返しがあるというんだつたらこれは検討に値しますけれども、そういう事態もない。とすれば、何を心配しているんだらうかというのが私の率直な疑問なんです。これ断つたらどうなるんですか。いけないんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今その三つの点それぞれの各国、アメリカ、EC、それに我が国がそれぞれ制度でもってある程度バランスをとって守っておったというのは実態的には一つの事実であらうかと思えますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、アメリカの場合はウエーバーをとつておる。実はこのウエーバーをとるときには日本も賛成しているというふうな経緯もあつたわけでございますけれども、一応は現行法上合法である。それに対して我が方は現行法に照らしてその合法性が問題とされたというふうなところに違いがあるわけでございます。その結果につき

ましてどういふ判断をしたかということとは先ほどお答えを申したとおりでございます。

我々も、基本的には、アメリカの持つ現行法上合法的であると言われておりますウエーバーにつきましても、その他のものにつきましても、例えばECの制度等につきましても、すべてニューラウンドで問題にすべきであるという考えは持つておりますけれども、やはり現行のガットの紛争処理手続上、そのようになつておるものにつきましてはそれにきちんとこたえていかなければならぬという立場にはあるわけでございますので、その点は御理解をいただきたいと考えております。

○諫山博君 衆議院の予算委員会、共産党の山原健二郎議員が竹下訪米の問題で質問しました。その席に佐藤農水大臣もおられましたけれども、竹下総理の答弁を會議録で読んでみますと、問い約束したではないか。答え竹下総理、きちんと対処すると申し上げたのは事実でございますと答えております。しかも、竹下総理の答弁はそれで終わったのではなくて、きちんとした日本語がアメリカではどう翻訳されたかというのを調べてみた、きちんとした日本語はなかなかアメリカ語に訳しにくかつたんだ、もっと適切な表現があつたのかもわからない、こういうような答弁をしておられます。

いずれにしても、レーガン大統領に対して竹下総理が、ガット問題できちんと対処すると申し上げたのは事実でございます。こう答弁したのは極めて重大です。私たちは、これは竹下総理のアメリカに対する公約だ、日本政府はこれは履行せざるを得ないような立場に置かれていたのではないかと疑問を持ちました。

農水大臣、あの席におられてどう理解されましたか。

○国務大臣(佐藤隆雄君) 総理の答弁はきちんとやっておられたなと思つております。

なお、あのときに、首脳会談で既にもう中身を約束しておつたんじゃないか、こういうことも今

言われたわけでございます。その部分についてお答えをいたしたいと思います。

我が国は、十二品目について、ガット加盟国としてその紛争処理手続を尊重するとの立場から、ぎりぎりの苦渋に満ちた選択としてパネル報告の一括採択に應ずるといふ判断を行ったものであります。日米首脳会談において竹下総理が発言されたことが、直ちに十二品目の自由化を約束したということでは、事実ではないと考えております。

以上でございます。

○諫山博君 対米公約になつておつたとはなかなか言いにくいとは思いますが、きちんと対処すると申し上げたのは事実でございますというの

は、レーガン大統領の発言に対する返事ですから、これは対米公約という事実を認めたものだと私は理解するし、当然だと思ふんです。

そこで、どうしてこういう態度をとるのか。私たち共産党は、その背景に安保条約があると思つております。安保条約というのは、軍事同盟であると同時に政治的、経済的に日本を対米従属の状態に縛りつけております。そのためにアメリカに対して筋の通つたことでも言えなくなつておるのではないかと、これが竹下総理のきちんと対処しますという言葉の背景にあるし、また眞木局長の答弁にもありましたけれども、これを断つたら大体どういふ事態が出てくるのか、いろいろ国際的な信頼というところは言われますけれども、中身がさっぱりわかりません。

私たちは、こういう点から見ると、根本的には対米従属の関係を断ち切らなければならぬということを主張しております。これは私たちが主張するだけではなくて、例えば北海道の農民の集會とか福岡県の農民の集會などは明らかに自由化問題で抗議の矛先がアメリカ側に向けられていま

す。その点でもつと堂々と日本の農民の立場を守れ、アメリカに遠慮するな、アメリカに遠慮する必要は何もないじゃないかということを重ねて申し上げるわけですが、大臣は、これ拒否したら日本にどういふ事態が起こるということを心

をなしてどういふ判断をしたかということとは先ほどお答えを申したとおりでございます。

我々も、基本的には、アメリカの持つ現行法上合法的であると言われておりますウエーバーにつきましても、その他のものにつきましても、例えばECの制度等につきましても、すべてニューラウンドで問題にすべきであるという考えは持つておりますけれども、やはり現行のガットの紛争処理手続上、そのようになつておるものにつきましてはそれにきちんとこたえていかなければならぬという立場にはあるわけでございますので、その点は御理解をいただきたいと考えております。

○諫山博君 衆議院の予算委員会、共産党の山原健二郎議員が竹下訪米の問題で質問しました。その席に佐藤農水大臣もおられましたけれども、竹下総理の答弁を會議録で読んでみますと、問い約束したではないか。答え竹下総理、きちんと対処すると申し上げたのは事実でございますと答えております。しかも、竹下総理の答弁はそれで終わったのではなくて、きちんとした日本語がアメリカではどう翻訳されたかというのを調べてみた、きちんとした日本語はなかなかアメリカ語に訳しにくかつたんだ、もっと適切な表現があつたのかもわからない、こういうような答弁をしておられます。

いずれにしても、レーガン大統領に対して竹下総理が、ガット問題できちんと対処すると申し上げたのは事実でございます。こう答弁したのは極めて重大です。私たちは、これは竹下総理のアメリカに対する公約だ、日本政府はこれは履行せざるを得ないような立場に置かれていたのではないかと疑問を持ちました。

農水大臣、あの席におられてどう理解されましたか。

○国務大臣(佐藤隆雄君) 総理の答弁はきちんとやっておられたなと思つております。

なお、あのときに、首脳会談で既にもう中身を約束しておつたんじゃないか、こういうことも今

言われたわけでございます。その部分についてお答えをいたしたいと思います。

我が国は、十二品目について、ガット加盟国としてその紛争処理手続を尊重するとの立場から、ぎりぎりの苦渋に満ちた選択としてパネル報告の一括採択に應ずるといふ判断を行ったものであります。日米首脳会談において竹下総理が発言されたことが、直ちに十二品目の自由化を約束したということでは、事実ではないと考えております。

以上でございます。

○諫山博君 対米公約になつておつたとはなかなか言いにくいとは思いますが、きちんと対処すると申し上げたのは事実でございますというの

は、レーガン大統領の発言に対する返事ですから、これは対米公約という事実を認めたものだと私は理解するし、当然だと思ふんです。

そこで、どうしてこういう態度をとるのか。私たち共産党は、その背景に安保条約があると思つております。安保条約というのは、軍事同盟であると同時に政治的、経済的に日本を対米従属の状態に縛りつけております。そのためにアメリカに対して筋の通つたことでも言えなくなつておるのではないかと、これが竹下総理のきちんと対処しますという言葉の背景にあるし、また眞木局長の答弁にもありましたけれども、これを断つたら大体どういふ事態が出てくるのか、いろいろ国際的な信頼というところは言われますけれども、中身がさっぱりわかりません。

私たちは、こういう点から見ると、根本的には対米従属の関係を断ち切らなければならぬということを主張しております。これは私たちが主張するだけではなくて、例えば北海道の農民の集會とか福岡県の農民の集會などは明らかに自由化問題で抗議の矛先がアメリカ側に向けられていま

配しておられるんですか。

○国務大臣(佐藤隆君) たいだいまの御質問の前段に、どうしても委員は、アメリカに從属する日本である、そしてそれは安保条約であるからである、だからそういうことにならざるを得ないんだ、こういうふうな一つの考え方、それを固定されておっしゃるのでございますけれども、私には理解できません。

また、ガットでの結論が理事会で出されたものについては、先刻説明しておりますように、プロジェクトチームでも今詰めを行っておりますし、それから牛肉、かんきつについても今努力をいたしておるところでございますし、そのテーブルができたときに私どもが行うべき外交交渉、その内容を今想定しつつここにお答えするわけにはまいりません。

私は従来とも、譲るべきは譲る、譲れないものは譲れないという主権国家としての農政にかかわる態度は鮮明にいたしておるところでございますので、さよう御理解をいただきたいと思います。

○藤山博君 新聞で今、日本政府はガットという外圧を利用しながら日本の農業を――笑われましたけれども、外圧という言葉はしばしば新聞に出てきますよ。つまり、今ガットを受諾して行おうとしている農業政策というのは、農業基本法とか日米諮問委員会とか前川レポートなどが目指している方向と一致している。そうすると、この方向を推進する絶好の材料としてガットが利用されているのではないかといい方が、これ私たちがするだけではないとすればマスコミにあらわれているわけですよ。そうして、結果的にやはりガット受諾で起ころうとしている事態が自民党・政府が一貫して進めてきた農業政策の方向と合致しているというのも事実です。

同時に、農業に対する保護政策ということがガットの問題をめぐるいろいろな議論されています。一部では日本の農業は過保護になっているのではないのかという言い方がされていきますけれども、国家予算の中で占める農業予算の比率

というのは、日本はフランスや西ドイツやアメリカに比べてはるかに低い、フランスの半分ぐらいではないかという数字が出ていますけれども、この数字は間違いありませんか。

○国務大臣(佐藤隆君) 前段についてお答えをいたします。数字は経済局長からお答えをいたします。

委員のおっしゃりは、私の理解を率直に申し上げますが、あらゆるものを全部悪う悪う結びつけて、そしてアメリカに隷属をする、從属をする、そして破壊をされているんだ、もうだめなんだ、こういうことをマスコミも言っているではないか、共産党が言っているだけではない、こういう意味のこともおっしゃいますが、私にはおっしゃることは理解できません。

○政府委員(眞木秀郎君) たいだいま御指摘のあった国々の国家予算の中で占める農業予算の比率でございますが、各国によつて農業関係予算の範囲が違つたといふような問題がございますので、厳密な比較を行うことは困難でございますが、主要国の一九八五年度の予算につきまして試算という形で計算をしてみますと、日本が五・一％であるのに対し、米國が五六％、フランスが一〇・二％、西ドイツが五・八％というようになっております。

○藤山博君 国家予算の中で占める農業予算の比率が日本の場合諸外国に比べて低いということは、お認めになりましたけれども、農業総産出額に対する農業予算の割合はどうですか。今の四カ国を取り上げてどうでしょう。

○政府委員(眞木秀郎君) これもやはり一九八五年度についての試算でございますが、日本が二・八％、米國が三・一・六％、フランスが三・九・四％、西ドイツが三・三・八％、農業総産出額に対する農業予算の割合ということでございます。

○藤山博君 今の二つの数字は、結論的に言つて日本の農業が保護されているというのは全くの誤りであつて、代表的な他の三カ国に比べても農業予算は少ないし、農業総産出額に対する政府の支

出も一番少ないといふふうに理解していいですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 農業につきましては、御案内のとおり生産が自然条件等に左右される面が大いといふことで、各国とも一定の予算なり国境保護措置等を講じておるわけでございます。

これを今二つの比率で委員御提起になりましたけれども、各国の事情が非常に違うわけでございまして、例えばこれを農家の一戸当たりの額、あるいはまた単位面積当たりの予算額といったような形で比較をしてみますと非常に対称的な形が出てくるということ、なかなか一概に断定できない面があるかと思ひますが、我が国の農業に関する保護措置が諸外国に比べて特に大きな違いがあるということはないと考えております。

○藤山博君 諸外国と言われましたけれども、フランス、アメリカ、西ドイツに比べてはどうですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 国家予算に占める農業予算額の割合、あるいは農業総産出額に対する農業予算額の割合等につきましては、今お答え申し上げたような数字でございます。

一戸当たりの農業予算額というふうなことになると思います、農家の経営規模というものが絡んでまいりますので日本は非常に低い。そのかわり、また耕地面積なんかの単位面積当たりの予算額で比較すると非常に多いといふような事情がありまして、この辺をどう評価するかということに問題があるのかということをおし上げたわけでございまして、最初の二つの指標で見ても、日本がこれらの国々に比べてまして高くはないということには言えようかと思ひます。

○藤山博君 牛肉、オレンジの自由化問題が焦点になっていきますけれども、この問題について農水大臣はしばしば見解を求められました。その答弁を讀みますと、受諾することは極めて困難であると言われておりますね。極めて困難であるというのは客観的な見方であつて、農水大臣としてどうしようとしているのかという決意の表明はされた

ことがないように思ふんです。これは輸入自由化したら大変だ、米にまで及んでくるかも知れぬといふことをみんな言っております。そして畜産とかオレンジが米と並んだ基幹的な作物だったといふことは、これはもう争えないことだと思ひます。

農水大臣としては、大臣の座をかけてでも受諾はいたしませんとまでは言えませんが、極めて困難でございますという客観的な評価だけではなくて、農水大臣としてどう決意しているのかということをお公式に聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤隆君) しばしば申し上げておりますように、また共産党に対しましては衆議院でもあなたの同僚議員にお答えしておりますように、自由化は困難であるということをお明言いたしておるところでございます。

それに加えて、これからテーブルができ、外交交渉をしようといふときにそれ以上のことを申し上げるのは差し控えていただきたい。

しかし、私自身はこの困難な環境、厳しいこの問題を何とかして乗り越えなければならぬ。それはアメリカと日本は友好国であるということからしてどつどつ言葉を使うのはいかげなものかな、友好的、平和的に話し合いをしたいものだ、そして円満な結果を得たいものだ、こういうことを念願いたしておるわけでございまして、極めて冷静、平和的な運びを前提として申し上げておるところでございますので、まあそこまで言えば、私のアクセントからして私の姿勢といふものは十分おわかりいただけるのではないかと、こう思ひます。

○藤山博君 念を押しますけれども、極めて困難であるといふのは、第三者的な評価といふんですか、客観的な分析なんですか。極めて困難であるといふ農水大臣の一貫した発言の中には決意も込められていてと理解していいんですか。それとも第三者的な評価を述べているだけなんですか。

○国務大臣(佐藤隆君) 牛肉、かんきつにつきましては一定量を毎年輸入しているわけであります。そして長い間の議論があるわけでございます。

これがちよつと米とは違ふんであります。そういう一定量を毎年輸入しながら日米間でしばしば協議をしてきた問題です。今また改めて三月米という大きな節目を迎えてどうするか、こういう問題なんです。

ですから、今までの経緯を考えれば考えるほど冷静に、慎重に、しかも生産者も流通関係者も、もちろん消費者ニーズというものを頭に置きながら、もちろん国会での御議論も頭に置きながら私を取り運ばなければならぬ、こう申し上げておるのでございます。

○委員長(岡部三郎君) 誅山君、時間です。

○誅山博君 はい。

十二品目と牛肉、オレンジは違ふ、同時に米もまた別物だという御認識のようですけれども、関連はしているということはお認めですね。

○国務大臣(佐藤隆君) 経緯が違ふと申し上げておるのでございまして、よって来る経緯が違ふ、こう申し上げておるんです。それが時期的に今一緒になつておるんで非常にわかりにくくなつてゐることも事実だ、こう先ほど申し上げておるわけでございます。

これでよろしいでしょうか。

○委員長(岡部三郎君) もう時間ですから……。

○誅山博君 それでは、十二品目についてもと然たる態度をとれば牛肉、オレンジのような高飛車な態度をアメリカとはとらないだろう。同時に、牛肉、オレンジできちつとした態度を文字どおり貫けば恐らく米をどうせよという問題も生じてこないだろう。その点では今非常に重大な局面に差し迫つておりますから、既にガットの裁定を受諾したと言われますけれども、その受諾も撤回して日本の農業を守る立場を貫くべきだということをお願いして、終わります。

○国務大臣(佐藤隆君) 撤回をすることは考えておりません。

○喜屋武眞榮君 今、大臣にお尋ねしようと思つておりますが、説明することをひとつ経済局長お聞きくださつてお答えください。

政府はこれまでの所信表明の中でも、またこのたびの所信表明の中にも日本型食生活の定着促進を挙げておられますね。そこで内容的には米、野菜、魚を中心とした食生活は健康上好ましいことであると云つております。しかし、現実には野菜や魚の消費量は横ばいの状態である、米は消費が年々減退しておるという現状であります。

ところで、その反面、日本人の体質が欧米型の成人病もふえてきておる。このことは日本型食生活というものが必ずしも円滑にいつていない、その一面を如実に物語つておると思ひます。

この点について、冒頭大臣に所信を伺いたいわけでありまして、どうしましようか。

○政府委員(谷野陽君) まことに申しわけございませんが、私からお答えをさせていただきます。日本型食生活と申しますのは、私どもの従来整理をいたしました考え方といたしましては、ただいまお話がございましたように米、魚、野菜を中心とした伝統的な食生活のパターンに肉類、牛乳、乳製品、果実等が豊富に加わつた多様性があり、栄養バランスのとれた健康で豊かな食生活であるというふうに考えておるわけでございます。昔の米、魚、野菜のみの食生活の場合には、どちらかと申しますとたんぱく質が不足するとか脂肪が不足するとかその他のものにおきましてやや不足なところがあつたわけでございますが、戦後の食生活の多様化の中で、これに肉類、牛乳、果実等が加わりまして、現段階では諸外国から見まして日本の食生活というのは大変バランスがとれたものになつておる、こういう評価を受けておるわけでございます。

近年の動きについてでございますが、ただいま御指摘がございましたように、現在までのところいろいろなものが加わつてバランスがよくなつてきたわけでございますけれども、今後につきましては、むしろ諸外国に見られますような動物性の脂肪でございますとかその他が過剰になつて、健康上におきましていろいろな問題を生ずるのではないかと、こういう御意見がございまして。

私も、日本型食生活ということをいろいろ各方面の先生方の御意見を伺ひまして考えて、これを普及をしようというのをやっております。すの、そのような将来に向けての不安感があるというところにあるわけでございます。

そういうわけでございますので、ただいまお話のございましたように、消費量が横ばいというところは私どもとしては決して悪いことではない、物によりましてはむしろ減少をしないようにしていく、あるいは物によっては増加するものもある。このような中で全体としてのバランスがとれるような方向に誘導していくのがよろしいのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 大臣、今代弁をしてもらいましたが、その余韻をひとつ受け継いで、結局日本型食生活というものは、言はずで現実には必ずしもそうではないという結論。横ばい状態である。特に青少年の欧米型食生活の傾向が強くなりつつあると私は思ふんです。そのことについては大臣いかがでしょうか。

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕

○国務大臣(佐藤隆君) 非常に冷静な御質問でございますが、私自身、今おっしゃることについて、国民全体の中で日本型食生活というものがどういふふうに理解をされておるか。委員おっしゃるようなことになりまして、若者はそうではないぞと、こういう意味のことでございまして、若者にもいろいろあるんじゃないかなというふうな感じを受けますし、専門的に今流通局長が大体答へたんだらうと思ひますが、私よりは流通局長がその辺細かく分析をしておりますので、流通局長の答弁をもつて御理解をさせていただきたい。

○喜屋武眞榮君 繰り返す必要はないと思ひますので、私は若者とは言いません、青少年の欧米型食生活の傾向が強くなりつつある。あえてそう言ひましたのは、これは学校給食と重大な関係がありまふというのを意見も申し、あるいは承りたいと思つたわけなんです。学校給食における日本型食生活のあり方という

ものは非常に重大である。何となれば、もう結論だけ申し上げますが、いずれまた機会を改めて、食生活と人間、食と人間の関係は、人間の味覚、聴覚、いろいろ感覚がありますね、人間の舌の感覚は最も保守的であるという説を私は知つております。そういうことは、幼少時代に、青少年時代に舌につけた味というのは一生を左右するといふそのことが、かむことがあつた発達になり、あつた発達が知能の発育になる、こういうことらえ方において、学校生活における学校給食のあり方というのが人間形成をする上から非常に大事なことである、このことを結論として言ひます。いずれこのことは、文部省も厚生省も農水省も一緒に横の関連を緊密にして連絡提携して学校給食というものをきちつと進めなければいけないということを私は特に申し添えて、いずれまた次の機会にいたしたいと思ひます。

次に、農産物の自由化の問題、先ほど来、けさ来強調されておりますが、結論的に、農は国のものとこの大黒柱が、屋台骨が崩れ落ちつつある、私はこのことを一言申し上げておきます。

そこで、アメリカは日本に対し農産物の自由化八品目、強引にも理不尽にも日本に強制しておる。

〔理事高木正明君退席、委員長着席〕
ところが、日本国民は七〇％以上と言ひたいんです、七〇％も反対しておる。ところで日本政府はこの強制を受け入れておると。そこで当の農水大臣は苦渋に満ちた明け暮れを送つておられると私はお察ししております。

そこで、この問題に今後どのように取り組んでいくかとしておるのか、どのように進めていくかとしておるのか、まず大臣の苦渋に満ちたその心境を述べていただきたい。

○国務大臣(佐藤隆君) 毎々申し上げておるわけでございますけれども、いろいろな御質問を受けるたびに、またいろんなことを書かれるたびに私自身非常に困惑もし、また新たな決意も燃ええたらせながら毎日毎日を就任以来送つておるといふことは、私の心境としては事実そのとおりでござ

います。

しかし、これを日本の食糧政策の前進のために、しかも友好国との間に起きた問題、急速な国際化という現象、特に国内におきましては生産者団体の不安感、流通関係者の改善への模索、消費者ニーズの多様化、こういうことを頭に置きながら冷静に対応していかなければならないと。先ほどの質問者にも御議論がございましたけれども、それをまた日米安保体制と結びつけられますという

いふまたやこしゅうなりすし何でございませうが、しかし私としては農林水産省の責任者といったしまして、そして竹下内閣が目指す平和裏に国際的に貢献をしていく、そういう国際社会の中で我が国の進むべき道、それはそれ相並行いたしまして国内の食糧政策を将来を見通した確実なものにしていく、そしてそういう意味では手順を尽くしていく、確かな展望を開きながら手順を尽くしていく、こういう一つの大枠を常に頭の中に置きながら努力を続けておるところでございませう。

○喜屋武眞榮君　もう一言、大臣の激励、叱咤と言つて失礼になりますから激励になればと……。

沖繩の歌、琉歌に「枝や世界まるち、芯や天祥みて、根や地ぬぬ果てん見らん」という宇宙的な発想の歌があるんです。木の枝は横に限りなく広がって世を覆う、世界を治める。木の芯は宇宙に向かつて理想を追求しておる。ところが、吹けば飛ぶような将棋のこまではない、大木の根っこは大地に浸透してどこまで浸透するかわからない。雨が降ろうが風が吹こうが日が照ろうが揺るぎないバランスのとれたその大木を沖繩の人間の姿として、象徴として歌い上げた歌なんです。

私がそれをあえて申し上げましたのは、農は国のもとという大木がある限り、その大木を切つて、あるいは腐れ落ちるのは別ですよ、あくまでもその大木が、農は国のもとという大木が揺るぎないものであるならば、あるいは葉っぱは季節ごとに落ちることも散ることもあるかもしれないが、揺るぎないその大木をどんなことがあっても守つてもらわなければいけないでしょう。それは農水大臣

に。そのことを申し上げるわけで、それに対する決意を最後にお聞かせします。

大臣は、この前沖繩にいらつしやいましたね。八品目の問題を中心としたその中の特に日本の亜熱帯農業と深い関係のあるパインアップル、その現地を見にいらした。その沖繩パイン生産現地の視察の御感想をひとつ承りたい。

○國務大臣(佐藤隆雄)　前段、食と人間、一つの哲学とも言えるお考えを承りました。

立派な歌も承りましたが、なかなか一遍で覚え切れないものですから、私も今お聞きして非常に関心を持っておりますので、ちょうど新潟弁を先生が、委員がなかなか理解しにくいように私も理解し得ない言葉があるものですから、そういう意味で後でちやうだいできれば幸いだなど、こう思っております。

沖繩のパイン、パイン農家の今日に至るまでの経緯、沖繩全体が復帰するまでの間の大変な御苦労、その後も皆々として努力をされておるその姿は、ほかの地域の地域農政とはまた一味違った極めて深刻なこともよくわかりますので、私自身、一遍パイン畑に足を踏み込んで、そしていろいろ御意見を聞いてみたい、こう思つて立ち寄らせていただいた。その際、現地におきましては大変熱心な御歓迎をいただきまして身に余る光栄であると同時に、その責任の重さをいよいよ痛感いたしました。

しかし、当時は、あのころはもう四月の一日から数量制限撤廃するぞと、そうなるんだと思ひ込んでおられたのも現地に行つて現実だと私は思ひました。したがって、そういうことではない、スケジュールは早く示すよ、しかし、三カ月や半年やそこらでもつてすぐ数量制限を撤廃するよ、ということにはならない、丁寧に取扱つてまいりたい、それで生きてきた人が生きていかなければならぬのですから、このようなことも雇用問題にも関連しながら我がが配慮しなければならぬ問題であるということをお私に御説明も申し上げたわけでございます。話し合いをすればするほど私

の責任は重い、農林官僚の皆さんを激励して一生懸命プロジェクトチームにおいて、よしわかった、まあまあこれならばよしと言われるような答えを出さなければならぬ、こう思つておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君　大臣はあの折、東村で生産農家を前にして、パインは守る、そういうった激励を、またこれは国会でも、私にもそう御答弁があった、守るといふことをね。

そこで、八品目問題のプロジェクトが二月一日から発足した、こういうことでありますね。そこで、時間も迫つてまいりましたので、一応項目だけ私今申し上げますからメモしてくださつて、現時点でどういふところまでそのプロジェクトが進んでおるのであるかお答え願ひたい。

まず一つ、構成。そのプロジェクトの構成はどういうメンバーで構成されておるのか、そのレベルあるいは関係部局、これが一つ。

二、人員。何名で構成されておるのか、人員、数、三、作業状態。結成以来今日まで作業がどの程度進んでおるのか。結論が出たのか出ないのか、あるいはどういふ状態にあるか。

四、結論を出す時期はいつなのか。いつまでに結論を出すのか。

五、検討項目。どういふ項目を検討するのか。関税の問題とか、あるいはその割り当てとか輸入課徴金の問題とか、自由化の時期とか、いろいろ考えられますね、そういう点。

次に、パインの生産性向上について、品種改良、現状と見直し。二、圃場整備と基盤整備等についての省力化、機械化の可能性の問題。最後に、パインの消費拡大について、生果、缶詰、ジュースを、どのように対外的な分野ならば国内的な調整というところが、特に大臣としても考えてもらわなければもういけないうことなんでしょう。それから内外価格差についての対応をどうするか、こういうこともちらほら今までも問題に出してきたわけですが、そういった観点からひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(浜口義廣君)　ただいま先生からはプロジェクトチームの活用、具体的な諸元といったものの御質問があったわけでございます。

五項目の事項でございますが、私からその個別の問題につきまして簡単に御説明をしたいと思ひます。

第一点の構成部局でございますが、この問題は農林省内の関係部局ということでございます。具体的に挙げるとうちとしまして、大臣官房企画室、経済局、農産園芸局、畜産局、食品流通局、その事務担当者を集めておまして、第二の点に関連する問題でございますが、直接に従事しております人員といたしましては十二名より構成されておまして、そのチームを官房企画室に設置をしております。

作業状況でございますが、この点につきましては個別の今までの状況におきまして、先ほども御答弁申し上げたところでございませうが、関係団体からの意見の聴取といった段階をまず済みまして、それぞれの各品目ごとの関税の問題あるいは生産確保に対する影響の問題等々議論をしております。

結論を出す時期でございますけれども、この点につきましては、現段階におきましては、一つは国内におけるヒアリングの問題、あるいは対外的な具体的な国境措置との関連等々もありまして、できるだけ速やかにとつて、現在作業を急いでいるところでございませう。

検討項目につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、具体的な検討項目といたしましては、農業の経営対策あるいは生産対策の問題、さらに農産物の加工対策、さらには国境措置といったものを総合的にあらゆる角度から問題点を提起いたしまして、議論をしているところでございませう。

御指摘のとおり、二月の初めから実施をしておりますが、何せ項目が多い点、それから対外的な折衝に関連する点ということでございまして、先ほど申し上げました人員で連日昼夜を分かたず議

論として、あるいは調査をし、立案に従事しておりますが、現時点においていつかというものの具体的なことは申し上げられない段階でございます。

簡単にございますが、私の方から前段につきまして申し上げます。

○政府委員(吉岡隆君) バイナツプルの生産性向上策並びに消費拡大策について、お尋ねの点につきまして私からお答え申し上げます。

まず、基盤整備の関係でございますが、お話しございましたように、機械化を進めていくためにも基盤整備が重要であると考えておりまして、農道、作業道の整備、そういったものを中心に今努力を行っております。また、省力化機械の問題につきましてもいろいろと努力を行っております。特に多目的作業機械あるいはロータリーマルチングのための機械、こういったものの導入等について事業が行われているところでございます。

また、消費拡大でございますが、加工用のバイナツプルの消費拡大という側面につきましては、大消費地域におきましてバイナツプル缶詰を利用した料理集やチラシの作成、配布でございますとか、あるいは缶詰、果汁の試食、試飲会、こういったものを行っているところでございます。

また、生食用のバイナツプルにつきましても、沖縄産のバイナツプルの特性を生かしまして、今後糖度向上等ハウス栽培の導入等によりまして品質の向上を進めながら消費拡大を進めていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○喜屋武眞榮君 時間が来ましたので、ちょっと一つ注文をつけたんですが、要望したいことがあります。

○委員長(岡部三郎君) 簡単に願います。

○喜屋武眞榮君 今お聞きしますと、お二人とも関係団体とか、できるだけ速やかにかとか、総合的という言葉、非常に抽象的なお答えでありましたので、ひとつ具体的に報告してください。今おっしゃっ

たことを、もつと内容、例えば人員構成とか、人員は何名であったのか、その人員の構成はどういうレベルとか関係部局等、具体的に尋ねたでしよう。そういうことを知らしていただきたいということなんです。よろしいですね。

○国務大臣(佐藤隆君) おっしゃるような資料を出します。

○委員長(岡部三郎君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(岡部三郎君) 次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び改正内容を御説明申し上げます。

この臨時措置法は、昭和五十二年に、米、ソ連等の二百海里の設定等による水産加工原材料の供給事情の著しい変化にかんがみ、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要資金の貸付けを行うことを目的として制定されたものであります。

自來、この臨時措置法に基づき、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国民金融公庫からの貸し付けが行われ、原材料の北洋魚種からいわし等の多獲性魚への転換等が促進されてきたところであります。

この臨時措置法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、米、国、ソ連等の二百海里体制は、昭和六十年代に入つて著しく強化され、対日漁獲割当では激減しております。また、各国とも、自国資源を最大限に活用する観点から、水産資源をみずから漁獲・加工し、製

品としての輸出に努めており、円高がこれに拍車をかけている面もあつて、最近では水産加工品の輸入が増大する傾向にあります。

このため、原材料の供給事情の変化に即応して我が国近海資源の食用加工品の原材料としての利用を一層促進するとともに、水産加工品の貿易事情の変化に即応して、主要な近海資源を原材料とする水産加工業について、新製品・新技術の開発・導入や共同化を推進することにより、その体質を強化していくことが必要となつております。

このような状況にかんがみ、この臨時措置法の有効期限を五年間延長し、昭和六十七年度末までとするにとともに、新たに、水産加工品の貿易事情の変化に即応して、主要な近海資源を原材料とする水産加工業の体質強化を図るための施設費、研究開発費等の資金の融通が行えるよう、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び改正の内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、農産物市場開放に関する請願(第三四二号)

第三四二号 昭和六十三年二月二十日受理

農産物市場開放に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八 永田悦雄

紹介議員 田代由紀男君

我が国農業の健全な発展を図り、食料の安定供給を図ることは、社会の安定と国家の安全を確保する上から極めて重要である。しかるに、近年、米、国を初めとする諸外国からの農産物市場開放要求は、

農畜産物需給の不均衡、農業所得の低迷等、深刻な事態に直面している我が国農業の現状の中で一段と厳しさを増している。かかる状況の中で、今年三月期限切れとなる牛肉、オレンジの日本協定の交渉等、現下の農産物市場開放問題への対応を誤れば、熊本県農業への打撃は大きく、農業の健全な発展はもとより、地域社会の継続、国土と自然環境の保全、ひいては、国民生活の安全保障にも重大な影響を及ぼすことが憂慮される。ついては、次の措置を講ぜられたい。

一、牛肉、オレンジの輸入枠拡大を阻止し、米の輸入自由化を行わないこと。

二、主要農産物の安定供給を図るため、農業の生産性向上対策等再生産を保障する価格制度の確立等を中心とする食料・農業政策を確立すること。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、漁業災害補償法の一部を改正する法律案

一、農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 漁具共済(第二百二十六条―第二百三十七条)」を「第四節 特定養殖共済(第二百二十六条―第二百三十七条)」に改める。

第二條中「行なう」を「行う」に改め、「漁獲金額」の下に「若しくは養殖に係る生産金額」を加える。

第七十七條中「行なう」を「行う」に改め、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 特定養殖共済

第七十八條第一項中、「被共済者又は」を、「被共済者若しくは」に、「又は構成員」を「若しくは構成員」に改め、「場合」の下に「又は被共済者の構成員のうち」にその當る漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定養殖共済は、被共済者が當る養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合若しくは被共済者の構成員のうちその當る養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者若しくはその構成員の損失又は被共済者若しくはその構成員が當る養殖業に係る養殖施設がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者若しくはその構成員の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

第七十九條中「及び養殖共済又はそのいずれか」を、「養殖共済及び特定養殖共済のうちいずれか」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第八十條第一項中「種類」との下に、「特定養殖共済にあつては第百二十五條の二に規定する養殖業の種類」とを加え、同条第二項中「若しくは第百十四條第一号に掲げる養殖業」を削り、「又は同条第三号」を、「第百十四條第三号」に、「共済契約については」を「共済契約又は第百二十五條の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約については」に改める。

第八十二條第二項中「又は養殖共済」を、「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。

第八十五條第一項中「中小漁業者」の下に、「同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を、「構成員」の下に「第百二十五條の四第一項第二号に掲げる組合

員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を、「養殖施設」の下に「特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物及び当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設を加え、同条第二項中「漁獲共済」の下に「又は特定養殖共済」を加え、「同号」を「同号」に改め、「規定する中小漁業者」の下に「同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を加える。

第九十一條第四項中「中小漁業者」の下に、「同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を加える。

第九十三條第一項第八号中「漁獲共済」の下に「又は特定養殖共済」を、「漁業」の下に「又は特定養殖業」を加える。

第九十四條中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「及び第百十四條」を、「第百十四條」に、「以外の」を「及び第百二十五條の二に規定する特定養殖業以外の」に改める。

第二百五條第一項第二号を次のように改める。

二 前条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該

区域に應じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する漁業をその主要な漁業として営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めており、かつ、その組合員の直接の構成員であつて第百八條第一項に規定する特定第二号漁業者である者の三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれる場合における組合員に限る。）

第二百五條第一項に次の一号を加える。

三 前条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に應じ前条第三号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む中小漁業者で第百八條の二第三項の政令で定める要件に該当するものの三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る。）

第百七條中「を締結している者」を「締結されている場合には、被共済資格者」に改める。

第百八條第一項中「政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に應じ同号に掲げる漁業を分けて定める」を「第百五條第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごと及び」に、「同号」を「第百五條第一項第二号に掲げる組合員若しくは中小漁業者

又は当該中小漁業者が同号に規定する規約を定めている場合における同号に掲げる組合員と」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「被共済者となる者」の下に「被共済者となる者が第百五條第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしていない第百五條第一項第二号に掲げる組合員に係る同号に規定する規約を定めている特定第二号漁業者は、前項の規定の適用については、当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしていないものとみなす。

第百八條の二の見出し中「申込み」を「申込み等」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第百五條第一項第二号」に、「を」を「し又は組合員の直接の構成員として第百五條第一項第二号に規定する規約を定める」に、「第四項」を「第五項」に、「しなれば」を「し、又は同号に規定する規約を定めなければ」に改め、同条第三項中「政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に應じ第百五條第三号に掲げる漁業を分けて定める」を「第百五條第一項第三号の都道府県知事の定める区域ごと及び」に、「同号」を「第百五條第三号」に、「を」を「し又は組合員の直接の構成員として第百五條第一項第三号に規定する規約を定める」に、「次項」を「第五項」に、「しなれば」を「し、又は同号に規定する規約を定めなければ」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「申込み」の下に「又は第二項若しくは第三項の規定による規約の設定」を加え、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第百五條第一項第二号又は第三号に掲げる組合員は、同項第二号又は第三号に規定する規約が第二項又は前項の規定により定められたときは、組合に第百四條第二号又は第三号

に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならぬ。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第百九条第二項中「第百八条第一項」を「第百五条第一項第二号ロ」に改める。

第百十條第一項中「をこえない」を「(第百四條第二號又は第三號に掲げる漁業に屬する漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百五條第一項第二號ロ又は第三號ロに掲げる組合員であるときは、同項第二號ロ又は第三號ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる單位共済限度額の合計額。第百十三條の二第二項第四項及び第五項において同じ。)を超えない」に改める。

第百十條の見出しを「共済限度額等」に改め、同条第一項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「共済限度額」の下に「又は単位共済限度額」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第百五条第一項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

第百十三条第一項中「漁獲共済の」を「漁獲共済次項に掲げるものを除く。」のに改め、及び次項を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に、「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達しない」を「前三項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する」に、「前項」を「これら」に改め、「算定した金額」の下に「(第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額)」を、

「当該被共済者」の下に「（その者が第百五条第一項第二号又は第三号に掲げる組合員であるときは、同項第二号又は第三号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべて）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第四項とする。

一 被共済者が第百五条第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げる組合員である場合 同項第二号ロ又は第三号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の井済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に係る第二項の農林水産省令で定める割合

二 前項の政令で定める漁業の種類に係る種目

の漁獲共済である場合、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲量の基準漁獲数量に対する割合に係る同項の農林水産省令で定める割合

2 第百十三条第一項の次に次の二項を加える。
第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属

する漁業に係る種目の漁獲共済であつて、被共済者が第百五条第一項第二号口又は第三号口に掲げる組合員である共済契約に係るものの共済金は、共済契約ごとに、同項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者のうち、にその當む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合に支払うものとし、共済金額は、当該その単位共済限度額に達しない中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額から当該中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額を差し引いて得た金額に、同項第二号口又は第三号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定め

る割合、当該中小漁業者のすべての営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類に係る前項の農林水産省令で定める割合及び共済金額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第一百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業で

あつて、その漁業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要があるものとして政令で定める種類のものに係る種目の漁獲共済の共済金は、第一項又は前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、第一項又は前項の規定により共済金を支払うものとする場合に該当し、かつ、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量（被共済者が第百五条第一項第三号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量。以下この項において

同じ。)が政令で定めるところにより当該被共済者が営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量(被共済者が同号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量)を基準として組合が定める基準漁獲数量(以下「基準漁獲数量」という。)に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、第一項又は前項の規定により算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百十三条の二第二項中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「共済限度額」の下に「又は単位共済限度額」を、「第百十一條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から一年を経過した日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約の共済金額の共済限度

額に對する割合については、前項の規定によるほか、被共済者が自己の責めに帰する事由がなくて當該當初契約及び當該継続契約の前の継続契約のいずれの共済責任期間においても組合から共済金の支払を受けていないことその他の農林水産省令で定める要件に該當する場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより當初契約の共済金額の共済限度額に對する割合を上回る割合にこれを變更することができる。

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 特定養殖共済

(特定養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

る養殖業（以下「特定養殖業」という。）につき
行うものとし、その対象とする養殖業の種類に
より区分する。

(特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故)

第二百二十五条の三 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済目的は、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済事故は、特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壞（農林水産省令で定める程度のものに限る）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）
第百二十五条の四 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済

資格者」という。は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

二 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む中小漁業者の三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めて合合における組合員に限る。）

2 特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第百二十五条の五 特定養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、当該種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百二十五条の六 一の特定養殖業に係る特定養殖共済又は養殖共済の共済契約が締結されている場合には、当該特定養殖業に係る被共済資格者は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る他の特定養殖共済又は養殖共済の共済契約を締結することができない。

第百二十五条の七 特定養殖共済については、第百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、農林水産省令に定めるところにより、当該区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む被共済資格者（以下「区域内特定養殖業者」という。）の二分の一以上の者からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申

込みがある場合でなければ、組合は、区域内特定養殖業者又は区域内特定養殖業者が同号に規定する規約を定めている場合における同号に掲げる組合員と当該特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

2 特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをして、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設（以下「共済目的特定施設」という。）で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものとして、当該共済責任期間中に付加する共済目的特定施設で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものがある場合には、そのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

（共済契約の締結の申込み等）

第百二十五条の八 第百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期

間が終了したときも、同様とする。

2 第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 第百五条の二第一項ただし書の規定は前二項の規定による共済契約の締結の申込み又は第一項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

（共済責任期間）

第百二十五条の九 特定養殖共済の共済責任期間は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の特定養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とし、第百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済金額）

第百二十五条の十 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済限度額（被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものは、その共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 第一項の規定により共済金額を定める場合又は前項の規定により同項の割合を定める場合において、特定養殖業の種類のうち必要があると認められるものについて農林水産大臣があらかじめ

その最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができない。

4 第一項に規定する共済金額は、同項及び前項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

（共済限度額等）

第百二十五条の十一 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額を基準とし、当該被共済資格者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に類似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の種類に応じ農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第百二十五条の四第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 前二項の規定により共済限度額又は単位共済限度額を定める場合における第一項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額（農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

（共済価額）

第百二十五条の十二 第百二十五条の十第二項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設（当該共済責任期間中に付加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(純共済掛金率)

第百二十五条の十三 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類、共済目的となる養殖施設その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類、共済目的となる養殖施設その他前項の農林水産大臣の定める事項に依りて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(てん補の責めを負わない損害)

第百二十五条の十四 養殖施設について生じた戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第百二十五条の十五 特定養殖共済（次項に掲げるものを除く。）の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額とする。

る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に依りて農林水産省令で定める割合及び共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員である特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めている中小漁業者（以下この項において「特定中小漁業者」という。）のうちにその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が政令で定めるところにより当該特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基準として組合が定める基準生産数量（第二号において「基準生産数量」という。）に前項の数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額から当該特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額を差し引いて得た金額に、次の各号に掲げる割合のすべてを乗じて得た金額とする。

一 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合
二 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合
三 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合
四 共済金額の当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額に対する割合
政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金（第七十八条第三項に規定する損失に係るものに限る。）は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額（被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）及び共済金額の共済限度額に対する割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）を乗じて得た金額とする。

を通過する当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量の基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合
三 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通じて当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合
四 共済金額の当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通じて単位共済限度額の合計額に対する割合
政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金（第七十八条第三項に規定する損失に係るものに限る。）は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額（被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額）に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）及び共済金額の共済限度額に対する割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）を乗じて得た金額とする。

三項に規定する損害に係るものの金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第百二十五条の十第二項の割合を乗じて得た金額とする。
6 前項の損害額は、当該共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）に農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量に、当該共済目的の第百二十五条の十二第二項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。
(継続申込特約に關する規定の準用)
第百二十五条の十六 特定養殖共済については、第百十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「漁業単位及びこれに係る種目」とあるのは「特定養殖業の種類」と、同条第四項中「第百十一條第一項」とあるのは「第百二十五条の十一第一項」と、同条第六項中「第百十一條第一項又は第二項」とあるのは「第百二十五条の十一第一項又は第二項」と読み替へるものとする。
(商法の準用)
第百二十五条の十七 第七十八条第三項に規定する損害に係る特定養殖共済については、商法第六百三十一條及び第六百六十一條の規定を準用する。
第百四十條第一号中「及び養殖共済を」と、養殖共済及び特定養殖共済に改め、同号イを次のように改める。
イ 当該共済契約に係る共済金額のうち、団体責任分担共済金額を超える部分の金額
第百四十條第一号ロ中「団体責任分担共済金額」の下に「から特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次の

の政令で定める割合を乗じて得た金額及び当該団体責任分担共済金額から当該特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額に同号ハ」に、「金額

2 前項第一号の連合会責任再共済金額は当該同年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち連合会がその支払についての責任のすべてを負担すべき部分の金額として、同項の責任分担再共済金額は当該合計額のうち政府が連合会とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより連合会の再共済責任に係る危険の態様を勘

附則
附則第二條の二から第二條の十七までを削る。
(施行期日)

共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び
保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべ
き共済掛金に係る補助金については、なお従前

の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁船再保險及漁業共済保險特別會計法の一部改正)

第三条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三條ノ三中「及附則第二條の十六第二項」及び「(同法附則第二條の十六第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を削る。

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案

法律

農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農村地域工業等導入促進法

第一条中「工業」を「工業等」に改める。

第二條に次の一項を加える。

2 この法律において「工業等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

第三條の見出しを「農村地域工業等導入基本方針」に改め、同条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第四条の見出しを「農村地域工業等導入基本計画」に改め、同条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第四号中「工業」を「工業等」に、「工場用地（工場の附帯施設の用に供する土地を含む）」を「工場用地等（工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう）」に改め、同項第五号中「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第六号から第八号までの規定

中「工業」を「工業等」に改める。

第五條の見出しを「農村地域工業等導入実施計画」に改め、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「すでに」を「既に」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「工業」を「工業等」に、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第五号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工場用地」を「工場用地等」、共同流通業務施設に改め、同項第七号から第九号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項に規定する場合のほか、一

の市町村の区域を超える広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進することが相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合には、次に掲げる要件に該当する農村地域内の一定の地区を定め、実施計画を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業等を導入することにより一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれること。

二 その地区への工業等の導入と相まって一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

三 その地区に立地することが適当な工業等を導入することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図

当該農村地域における農地保有の合理化が図

られると見込まれること。

第七條中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第八條中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第九條中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「工場用の」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十條中「工業導入地区のうち政令」を「工業等導入地区のうち自治省令」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「設備」の下に「のうち自治省令で定めるもの」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定める場合」を「自治省令で定める場合」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十一条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第十二条中「行なう工場用地」を「行う工場用地等」に改める。

第十三条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第十四条中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設」に改める。

第十五条、第十七条並びに第十八条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第十九条中「及び労働大臣」を「労働大臣及び運輸大臣」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三條第一項の基本方針、同法第四條第一項の基本計画及び同法第

五條第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三條第一項の基本方針、同法第四條第一項の基本計画

及び同法第五条第一項の実施計画とみなす。

及び同法第五条第一項の実施計画とみなす。

及び同法第五条第一項の実施計画とみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三條第一項の基本方針、同法第四條第一項の基本計画及び同法第五條第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三條第一項の基本方針、同法第四條第一項の基本計画及び同法第五條第一項の実施計画とみなす。

〔地方税法の一部改正〕

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号中子を削り、リを子とし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルトとし、同項中第一号の五を第一号の六とし、第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える

一の三 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号) 第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区のうち政令で定める地区において、同法第二条第二項に規定する工業等のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当

〔地方税法の一部改正に伴う経過措置〕

第四条 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）第五

百八十六條第二項第一号の三の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限られる。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合には、当該設備の用に供する土地に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第一号に規定する設備を同号の地区において製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第五百八十六條第二項第一号の三の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課すべき特別土地保有税につ

いて適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の「一部改正」)

第五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の第二号中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加える。

第三十四条の第三第二項第三号中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「工場用地」を「農村地域工業等導入促進法第四条第二項第四号に規定する工場用地等」に改める。

第三十七条第一項の表の第八号中「農村地域工業導入促進法第二条」を「農村地域工業等導入促進法第二条第一項」に、「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。

第四十五条第一項の表の第二号中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加える。

第六十五条の七第一項の表の第八号中「農村地域工業導入促進法第二条」を「農村地域工業等導入促進法第二条第一項」に、「農村地域工業

導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。

(租税特別措置法の「一部改正に伴う経過措置」)

第六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に規定する工業用機械等について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第十二条第一項又は第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の第三第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の第三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号又は第六十五条の七第一項の表の第八号の規定は、個人又は法人が施行日以後に行うこれらの規定の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税又は法人税について適用し、個人又は法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の表の第八号又は第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年

法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に改める。

(工業再配置促進法の一部改正)

第八条 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「農村地域工業導入基本方針」を「農村地域工業等導入基本方針」に改める。

第五条第一項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に改める。

第八条第二項中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改める。

昭和六十三年四月二日印刷

昭和六十三年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局